2024年12月期　決算短信（インフラファンド）

2025年２月14日

インフラファンド発行者名　カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人　上場取引所　東
コード番号　9284　URL　https://www.canadiansolarinfra.com/
代表者　（役職名）執行役員　（氏名）柳澤　宏

管理会社名　カナディアン・ソーラー・アセットマネジメント株式会社
代表者　（役職名）代表取締役社長　（氏名）柳澤　宏
問合せ先責任者　（役職名）取締役　財務企画部長　（氏名）吉田　圭一
ＴＥＬ　03（6279）0311

有価証券報告書提出予定日　2025年３月31日　分配金支払開始予定日　2025年３月14日

決算補足説明資料作成の有無：有
決算説明会開催の有無　：無（機関投資家・アナリスト向け）

（百万円未満切捨て）

１．　2024年12月期の運用、資産の状況（2024年７月１日～2024年12月31日）

（１）運用状況　（%表示は対前期増減率）

	営業収益		営業利益		経常利益		当期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
2024年12月期	4,455	2.0	1,686	4.8	1,453	6.7	1,452	6.7
2024年６月期	4,367	△3.7	1,608	△12.9	1,361	△1.7	1,361	△1.7

	１口当たり当期純利益	自己資本当期純利益率	総資産経常利益率	営業収益経常利益率
	円	%	%	%
2024年12月期	3,256	3.2	1.6	32.6
2024年６月期	3,012	2.9	1.5	31.2

（２）分配状況

	１口当たり分配金（利益超過分配金は含まない）	分配金総額（利益超過分配金は含まない）	１口当たり利益超過分配金	利益超過分配金総額	1口当たり分配金（利益超過分配金を含む）	分配金総額（利益超過分配金を含む）	配当性向	純資産配当率
	円	百万円	円	百万円	円	百万円	%	%
2024年12月期	3,301	1,452	9	3	3,310	1,456	100.0	3.2
2024年６月期	3,013	1,361	762	344	3,775	1,705	100.0	2.9

（注１）配当性向は、以下の計算式によって算出しています。
配当性向＝「分配金総額（利益超過分配金を含まない）÷当期純利益ｘ100
（注２）配当性向及び純資産配当率については、利益超過分配金を含めない数値に基づいて算出しています。
（注３）2024年６月期の１口当たり利益超過分配金762円のうち、一時差異等調整引当額は９円、その他の利益超過分配金は753円です。2024年６月期の利益超過分配金総額のうち、一時差異等調整引当額にかかる分配は４百万円で、その他の税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻しの分配は340百万円です。
（注４）2024年12月期の１口当たり利益超過分配金９円は、全額が一時差異等調整引当額です。2024年12月期の利益超過分配金総額３百万円は、全額が一時差異等調整引当額にかかる分配です。
（注５）利益超過分配（税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻し）を行ったことによる払戻等割合は、2024年６月期においては0.008、2024年12月期においては0.000です。なお払戻等割合の計算は、法人税法施行令第23条第１項第４号に基づいて行っています。

（３）財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率	１口当たり純資産
	百万円	百万円	%	円
2024年12月期	89,813	45,071	50.2	102,436
2024年６月期	92,391	46,324	50.1	102,543

（４）キャッシュ・フローの状況

	営業活動によるキャッシュ・フロー	投資活動によるキャッシュ・フロー	財務活動によるキャッシュ・フロー	現金及び現金同等物期末残高
	百万円	百万円	百万円	百万円
2024年12月期	3,347	△372	△3,814	5,241
2024年６月期	4,495	△32	△4,291	6,081

２． 2025年６月期（2025年１月１日～2025年６月30日）、2025年12月期（2025年７月１日～2025年12月31日）及び2026年６月期（2026年１月１日～2026年６月30日）の運用状況の予想

（%表示は対前期増減率）

	営業収益		営業利益		経常利益		当期純利益		１口当たり分配金（利益超過分配金は含まない）	１口当たり利益超過分配金	１口当たり分配金（利益超過分配金を含む）
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円	円	円
2025年６月期	4,683	5.1	1,774	5.2	1,320	△9.2	1,319	△9.2	2,998	283	3,281
2025年12月期	4,625	△1.2	1,710	△3.6	1,420	7.6	1,419	7.6	3,227	－	3,227
2026年６月期	4,639	0.3	1,732	1.3	1,457	2.6	1,456	2.5	3,309	－	3,309

（参考）

2025年６月期（181日）：予想期末発行済総投資口数 439,999口、１口当たり予想当期純利益 2,998円
2025年12月期（184日）：予想期末発行済総投資口数 439,999口、１口当たり予想当期純利益 3,227円
2026年６月期（181日）：予想期末発行済総投資口数 439,999口、１口当たり予想当期純利益 3,309円

※ その他

（１）会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 ：無
② ①以外の会計方針の変更 ：無
③ 会計上の見積りの変更 ：無
④ 修正再表示 ：無

（２）発行済投資口の総口数

① 期末発行済投資口の総口数（自己投資口を含む）	2024年12月期	439,999口	2024年６月期	451,756口
② 期末自己投資口数	2024年12月期	0口	2024年６月期	0口

（注）１口当たり当期純利益の算定の基礎となる投資口数については、後記29ページ「１口当たり情報に関する注記」をご覧ください。

※ 決算短信は公認会計士又は監査法人の監査対象外です。

※ 特記事項

本書に記載されている運用状況の見通し等の将来に関する記述は、本投資法人が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の運用状況等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。また、本予想は分配金の額を保証するものではありません。運用状況の予想の前提条件については、後記10ページ以降に記載の「2025年６月期（2025年１月１日～2025年６月30日）、2025年12月期（2025年７月１日～2025年12月31日）及び2026年６月期（2026年１月１日～2026年６月30日）の運用状況の予想の前提条件」をご参照ください。

○目次

１．運用状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
（１）運用状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
（当期の概況） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
a 投資法人の主な推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
b 投資環境及び当期の運用実績 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
c 資金調達の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
d 業績及び分配の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
（次期の見通し） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
a 今後の運用見通し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
b 今後の運用方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
c 運用状況の見通し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
d 決算後に生じた重要な事実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
（２）投資リスク ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
２．財務諸表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
（１）貸借対照表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
（２）損益計算書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
（３）投資主資本等変動計算書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
（４）金銭の分配に係る計算書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
（５）キャッシュ・フロー計算書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
（６）継続企業の前提に関する注記 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
（７）重要な会計方針に係る事項に関する注記 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
（８）財務諸表に関する注記 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
（９）発行済投資口の総口数の増減 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
３．参考情報 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
（１）投資状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
（２）投資資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
① 投資有価証券の主要銘柄 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
② 投資不動産物件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
③ その他投資資産の主要なもの ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
（３）資本的支出の予定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47
（４）期中の資本的支出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47

１．運用状況

（１）運用状況

（当期の概況）

a 投資法人の主な推移

本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）に基づき、カナディアン・ソーラー・アセットマネジメント株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）を設立発起人として、2017年５月18日に出資金150百万円（1,500口）で設立され、2017年６月９日に関東財務局への登録が完了しました（登録番号　関東財務局長　第127号）。

2017年10月27日に公募による投資口の追加発行（177,800口）を行い、2017年10月30日に株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）インフラファンド市場（証券コード9284）に上場し、同年11月28日には、第三者割当による新投資口の発行（2,890口）を実施しました。

更に、2018年９月５日には公募による新投資口の発行（46,667口）を実施し、同年10月４日には第三者割当による新投資口の発行（2,333口）を行いました。

その後、2021年３月５日には公募による新投資口の発行（151,500口）を実施し、同年４月７日には第三者割当による新投資口の発行（3,966口）を行いました。

また、2023年７月18日には公募による新投資口の発行（62,000口）を実施し、同年８月10日には第三者割当による新投資口の発行（3,100口）を行いました。

加えて、2024年８月から11月にかけて自己投資口を11,757口取得し、同年12月26日にその全てを消却しました。

上記の結果、当期末（2024年12月31日）現在の発行済投資口の総口数は439,999口となりました。

b 投資環境及び当期の運用実績

当期における我が国の経済については、2024年７－９月期の実質GDP成長率（２次速報値）は前期比年率＋1.2％（前期比＋0.3％）と１次速報値（前期比年率＋0.9％）から上方修正されました。今回は2023年度国民経済計算年次推計が反映されたこともあって幅広い需要項目が改定され、輸出や設備投資などが上方修正されました。一方、個人消費や政府消費などは下方修正されました。物価高が継続する中、台風による一部工場の稼働停止や巨大地震への警戒などが経済活動を下押ししたものの、所得環境の改善などを背景に個人消費などの回復が続き、実質GDPを押し上げたことが改めて確認されました。株式会社大和総研によれば、2024年10－12月の実質GDP成長率は個人消費など民需の回復が続くことで、前期比年率＋1.8％（前期比＋0.5％）と３四半期連続のプラス成長が見込まれます。自動車の生産体制正常化に伴う増産や所得環境の継続的な改善、企業の旺盛な設備投資意欲、インバウンド消費の持ち直しなどが押し上げ要因になるであろうと見込んでいます。一方で、国内では2024年10月の衆議院総選挙で自由民主党・公明党の与党が過半数割れとなり、米国では同年11月の大統領選挙で勝利し、2025年１月に就任したトランプ大統領がカナダ・メキシコ・中国への追加関税を示唆するなど、2025年以降の経済政策などに対する不透明感が高まっています。

為替動向については、2024年７月１日に円安が進み１ドル＝161円台をつけ、1986年12月以来約38年ぶりの円安／ドル高水準となりました。その後、円高／ドル安方向に是正され、2024年９月13日には１ドル＝140円台をつけたものの、アメリカ大統領選挙においてトランプ氏が勝利したことを受け再び急激な円安／ドル高が進行し、同年12月末時点では１ドル＝158円台で推移しています。三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社では、2025年のドル円相場を見通す上で、日米金融政策の見方を整理しています。米国の金融政策については、米連邦準備制度理事会（ＦＲＢ）が2025年３月と９月、2026年３月と９月にそれぞれ0.25％ずつ４回の利下げを行うと考えています。一方で、日本の金融政策については、日銀が2025年１月と７月、2026年１月の金融政策決定会合において0.25％ずつ３回の利上げを行うと予想しています。日米長期金利差が縮小していく過程では、一般にドル安・円高が進みやすいとされますが、同社は2025年12月末のドル円の着地水準について、１ドル＝153円と予想しています。2025年はトランプ政権がどのような政策を前面に打ち出してくるかによって、また、ここに投機的な動きも加わることで、ドル円相場の変動がかなり大きくなることも予想されるとしています。

日銀の金融政策については、2024年３月18日～19日の金融政策決定会合で大規模金融緩和を解除しましたが、その背景として先行き2025年末頃にかけて２％の「物価安定の目標」が持続的・安定的に実現していくことが見通せる状況に至ったと判断しています。また、2024年７月30日～31日の金融政策決定会合では0.25％程度への追加利上げを決定しました。その背景として、SMBC日興証券株式会社は、日本経済は輸入物価上昇を起点とする物価上昇から個人消費が減少、企業部門も実質設備投資や実質輸出が頭打ちとなっており、景気は停滞しているものの、日銀は景気は底堅いと判断、物価もコストプッシュ・インフレであっても、インフレ率が日銀の物価見通しに沿って推移しているとしています。更に、2025年１月23日～24日の金融政策決定会合では、政策金利を0.25％引き上げ、0.5％程度としました。追加利上げの根拠に関して、日銀は経済・物価動向が「見通しに概ね沿って推移」しており、すなわちオントラックであり、かつ「先行き、見通しが実現していく確度は高まってきている」との現状認識を示した上で、「２％の「物価安定の目標」の持続的・安定的な実現という観点から、金融緩和の度合いを調整す

ることが適切」と判断しています。政策金利を0.5%に引き上げた後の金融政策運営に関して、日銀は「政策金利の変更後も、実質金利は大幅なマイナスが続き、緩和的な金融環境は維持されるため、引き続き経済活動をしっかりとサポートしていく」と論じています。先行きに関して、日銀は2025年１月時点で「先行きの経済・物価・金融情勢次第であるが、現実の実質金利がきわめて低い水準にあることを踏まえると、以上のような経済・物価の見通しが実現していくとすれば、それに応じて、引き続き政策金利を引き上げ、金融緩和の度合いを調整していくことになると考えている。」と示しています。SMBC日興証券株式会社は、半年に１回程度の判断サイクルに沿って、すなわち2025年７－９月期と2026年１－３月期に0.25%の追加利上げを講じて、日銀が政策金利を2025年度末までに１%へ引き上げると予想しています。

上述のようなマクロ経済環境のもとで、当期における上場インフラファンド市場では、各投資法人が比較的安定して事業を展開している状況となっています。一方で、株式市場での投資口価格の推移については、2024年５月末から金利上昇の懸念の継続に加え、一部報道等による再生可能エネルギー、特に太陽光発電に関するFIT期間終了後のパネルのリサイクルの義務化による将来的な運営コストの増加やFIT期間終了後の収支や分配金に対する懸念等により、個人投資家による売却に加え、一部大口機関投資家による売却も背景とした取引高の急増が継続しており、東証インフラファンド指数は2024年６月以降の下落傾向が継続しています。当期については、2024年７月１日に950.80ポイントで開始したのち、同年12月20日には安値の590.06ポイントを記録するなど下落基調に歯止めがかからず、12月30日は637.77ポイントで終了しました。2025年に入っても、各投資法人の投資口価格は引き続き底値が見えづらい中、一進一退を続ける状況となっています。

送配電事業者（注１）が需給バランスの調整のために実施する「出力制御」に関しては、本投資法人が保有する再エネ発電設備（注２）における当期の実施日数については、７月は１日、８月は０日、９月は５日、10月は８日、11月は15日、12月は10日と合計39日となり、前年同時期の実施日数及び回数と比較して若干減少しました。また、１日当たりの平均の制御時間も減少した結果、想定逸失変動賃料（注３）についても減少し、ポートフォリオ全体としての影響は限定的でした。この結果の要因としては、特に10月及び11月に、昨年比で全国的な日射量が減少したことにより出力制御の必要性が限定的だったことが挙げられます。また、九州電力管内におけるオンライン出力制御（遠隔出力制御装置を導入した太陽光発電設備に対する出力制御をいいます。以下同じです。）方式への移行の効果も、引き続き想定逸失変動賃料の金額の抑制に寄与しています。なお、再エネ電源の出力制御が実施されるエリアは順次拡大してきており、2023年６月に関西電力管内においても出力制御が開始されたことにより、東京電力管内以外の全てのエリアで出力制御が実施されるに至っています。九州電力管内以外において、本投資法人が保有する再エネ発電設備における2024年７月から12月中の実施日数は、中国電力管内、東北電力管内及び中部電力管内において合計７日でしたが、今後もその動向を注視していく必要があると考えています。なお、本投資法人の現在のポートフォリオのうち多く（12資産、取得価格ベースでポートフォリオ全体の62.9%）は九州電力管内の発電所であり、これらはほとんどが旧ルール（30日ルール）（注４）であり、また、他電力管内の発電所においても一部を除きほぼオンライン出力制御方式への移行が完了していることから、出力制御による本投資法人の収益への影響は一定程度に収まるものと考えています。

なお、2021年10月に閣議決定された第６次エネルギー基本計画においては、「2050年カーボンニュートラル（2020年10月表明）、2030年度の46%削減、更に50%の高みを目指して挑戦を続ける新たな削減目標（2021年４月表明）の実現に向けたエネルギー政策の道筋を示すこと」（注５）及び「日本のエネルギー需給構造が抱える課題の克服」（注５）が重要テーマと位置付けられ、更に、後者に関し「安全性の確保を大前提に、気候変動対策を進める中でも、安定供給の確保やエネルギーコストの低減（S+3E）に向けた取組を進める」（注５）こととされていました。また、2030年度のエネルギー・ミックスについては、野心的な見通しとして、再エネ約36～38%程度（旧目標22～24%程度）、水素・アンモニア約１%程度（旧目標０%程度）、原子力約20～22%程度（旧目標20～22%程度）、LNG約20%程度（旧目標27%程度）、石炭約19%程度（旧目標26%程度）、石油等約２%程度（旧目標３%程度）としており、また再エネのうち、太陽光：約14～16%程度、風力：約５%程度、地熱：約１%程度、水力：約11%程度、バイオマス：約５%程度という電源構成が示されていました。（注５）。

また、2024年度中に、第７次エネルギー基本計画の策定が予定されています。その前段階として、2024年12月17日には、資源エネルギー庁の基本政策分科会において、第７次エネルギー基本計画の原案が公表されました。そこでは、第６次エネルギー基本計画策定以降における国内外の情勢変化を踏まえたエネルギー政策の検討の必要性を示すとともに、2040年に向けた政策の方向性として、「本計画と「GX2040ビジョン」を一体的に遂行」（注６）、「再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指していく」（注６）、「徹底した省エネルギー、製造業の燃料転換などを進めるとともに、再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用する」（注６）及び「S+3Eの原則に基づき、脱炭素化に伴うコスト上昇を最大限抑制するべく取り組んでいく」（注６）ことが挙げられています。また、2040年度におけるエネルギー・ミックスについて、再エネが40～50%程度（そのうち太陽光が22～29%程度、風力が４～８%程度、水力が８～10%程度、地熱が１～２%程度、バイオマスが５～６%程度）、原子力が20%程度（現行は8.5%）、火力が30～40%程度として、再生可能エネルギーを最大電源とす

る電源構成が示されています（注６）。

2022年４月には、令和２年改正再エネ特措法の施行により、太陽光発電設備（注７）の廃棄等費用の積立てを担保する制度が導入されました。同制度は、①10kW以上の全ての太陽光発電のFIT・FIP認定事業（複数太陽光発電設備事業を含む。）を対象とし、②原則、認定事業者が、電力広域的運営推進機関に、廃棄等費用を源泉徴収的に外部積立てすることとされています。ただし、例外的に一定の要件を満たせば内部積立ても認められ、上場インフラファンドについても、財務諸表への適切な計上等その他所定の条件を満たすことで内部積立てが認められています。なお、本投資法人の保有する太陽光発電設備については、2024年12月末時点で４つの発電所が内部積立てによる廃棄等費用の積立てを開始しています。

更に、2024年４月には、地域と共生した再生可能エネルギーの導入拡大を図るために令和５年改正再エネ特措法が施行されました。令和５年改正再エネ特措法では、既存の再生可能エネルギー設備を有効利用するために、太陽光パネルの増設・更新の際の調達価格の適用や廃棄等費用の積立てに関するルールが整備されました。また、令和５年改正再エネ特措法では、FIT又はFIP認定要件として住民説明会等を実施し、認定事業者が一定の事項を説明し、周辺地域の住民の質問等に回答することを義務化しました。この制度変更については、認定事業者の負担増となるものの、当局は、地域との共生に関して、多様な事業者の参入も一つの原因であるとの認識の下、長期間にわたって再生可能エネルギーの拡大に貢献できる事業者に資産の保有を集約していきたいという意向があるものと考えられ、このような政策動向が中長期的には上場インフラファンドにとってプラスに働く可能性もあると考えています。

また、2024年４月には、発電側課金の制度が開始されました。同制度については、長らく検討が行われてきましたが、系統に接続し、かつ、系統側に逆潮させている電源全てを課金対象とすることが基本とされる一方、2024年３月31日までに認定を取得したFIT／FIP案件については、調達期間等が終了してから発電側課金の対象とすること、また、それ以降に新規に認定を取得したFIT／FIP案件については、調達価格等の算定において考慮し、非FIT／卒FITについては、事業者の創意工夫（相対契約等）の促進及び円滑な転嫁の徹底を行うこと、更に、揚水発電・蓄電池への発電側課金については、kW課金のみとして、kWh課金については免除することとされました。

このような状況下、当期末現在では32物件（パネル出力合計（注８）227.7MW、取得価格合計（注９）973.3億円、発電所評価額合計（注10）855.4億円）のポートフォリオとなっており、2024年に発表した中期経営計画「VISION 2030」において新たに設定した目標資産規模3,000億円に向け運用資産の積み上げを目指しています。

（注１）本書における「送配電事業者」とは、一般送配電事業者（電気事業法（昭和39年法律第170号。その後の改正を含みます。以下「電気事業法」といいます。）第２条第１項第９号に規定する一般送配電事業者をいいます。）及び特定送配電事業者（電気事業法第２条第１項第13号に規定する特定送配電事業者をいいます。）をいいます。

（注２）本書における「再エネ発電設備」とは、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。その後の改正を含みます。以下「再エネ特措法」といいます。なお、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成28年法律第59号）による改正前の再エネ特措法を「平成28年改正前再エネ特措法」といい、強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和２年法律第49号）による改正後の再エネ特措法を「令和２年改正再エネ特措法」といい、脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和５年法律第44号）による改正後の再エネ特措法を「令和５年改正再エネ特措法」といいます。）第２条第２項に定める再生可能エネルギー発電設備をいいます（不動産に該当するものを除きます。）。また、本書における「再エネ発電設備等」とは、再エネ発電設備及び再エネ発電設備を設置、保守、運用するために必要な不動産、不動産の賃借権（転借権を含みます。）又は地上権（以下「敷地等」といいます。）を総称していいます。なお、以下、本投資法人が投資・取得し運用するものとされる「再エネ発電設備」及び「再エネ発電設備等」について言及する場合、「再エネ発電設備」又は「再エネ発電設備等」には、本投資法人の運用資産の裏付けとなる再エネ発電設備又は再エネ発電設備等も含むものとします。以下同じです。また、再生可能エネルギーを以下「再エネ」ということがあります。

（注３）「想定逸失変動賃料」は、出力制御の対象となった各保有資産における出力制御が実施された日の実績連動賃料の逸失分の合計額をいい、当該各出力制御が実施された日の当該各保有資産の想定逸失変動賃料は、以下の算式により算出しています。
「想定逸失変動賃料」＝（当該日の属する月における当該保有資産の発電量予測値（P50）の発電量を前提として算定した当該保有資産の実績連動賃料相当額）÷（当該月の日数）×30％×買取価格
本書における「発電量予測値（P50）」の定義は、後記「2025年６月期（2025年１月１日～2025年６月30日）、2025年12月期（2025年７月１日～2025年12月31日）及び2026年６月期（2026年１月１日～2026年６月30日）の運用状況の予想の前提条件」をご参照ください。以下同じです。

（注４）接続電気事業者が再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号。その後の改正を含みます。）に定める回避措置を講じたとしてもなお、接続電気事業者における電気の供給量がその需要量を上回ることが見込まれる場合において、接続契約上無補償で出力の抑制（いわゆる出力制御）が求められる場合があります。かかる出力制御に関して、その上限を年間30日とするルールを「30日ルール」、上限を年間360時間とするルールを「360時間ルール」といい、30日ルールと360時間ルールを併せて「旧ルール」といいます。以下同じです。

（注５）これらの第６次エネルギー基本計画の整理及び2030年度のエネルギー・ミックスにおける電源構成の内訳は、いずれも資源エネルギー庁「エネルギー基本計画の概要」（令和３年10月）によります。

（注６）これらの第７次エネルギー基本計画の原案の整理及び2040年度のエネルギー・ミックスにおける電源構成の内訳は、いずれも資源エネルギー庁「エネルギー基本計画（原案）の概要」（令和６年12月）によります。

（注７）「太陽光発電設備」とは、再エネ発電設備のうち、特に太陽光をエネルギー源として発電を行うものをいいます。以下同じです。また、「太陽光発電設備等」とは、太陽光発電設備及びその敷地等を総称していいます。以下同じです。

（注８）「パネル出力」とは、各太陽光発電設備に使用されている太陽電池モジュール１枚当たりの定格出力（太陽電池モジュールの

仕様における最大出力をいいます。）をパネル総数で乗じて算出される出力をいいます。そして、「パネル出力合計」とは、各パネル出力を合計し、小数第２位を四捨五入して算出される出力をいいます。なお、実際の発電出力は、太陽光発電設備の太陽電池モジュール容量とPCS（パワーコンディショナー）容量のいずれか小さい方の数値になるため、パネル出力よりも小さくなる可能性があります。以下同じです。

（注９）「取得価格」とは、各保有資産の売買契約に定める売買金額（資産取得に関する業務委託報酬等の取得経費、固定資産税、都市計画税、消費税等相当額及びその他手数料等を除きます。以下同じです。）をいいます。そして、「取得価格合計」は、各保有資産の売買契約に定める売買金額を合計し、千万円未満を切り捨てて記載しています。以下同じです。

（注10）「発電所評価額」は、本投資法人が各物件の太陽光発電設備及び太陽光発電設備が設置されている土地によって構成されている発電所について価値の評価を委託したPwCサステナビリティ合同会社、クロール株式会社又は一般財団法人日本不動産研究所より取得した2024年12月31日を価格時点とする各バリュエーションレポートに記載された当該発電所の評価額から本投資法人が算出した中間値又は各バリュエーションレポートに記載された当該発電所の事業価値の中間値をいいます。そして、「発電所評価額合計」は、発電所評価額の合計額を記載しています。

c 資金調達の概要

当期においては、2024年10月24日に1,400百万円の投資法人債の発行を行い、2024年11月６日に1,100百万円の投資法人債を償還しました。一方で、当期末に1,402百万円の約定弁済を行ったことにより、当期末時点の有利子負債総額は44,076百万円（借入金残高38,876百万円、投資法人債残高5,200百万円）となりました。この結果、総資産に占める有利子負債の割合（期末総資産有利子負債）については、49.1％となりました。

本書の日付現在、本投資法人は以下の信用格付業者から投資法人債に対する債券格付を取得しています。

本投資法人の本書の日付現在の格付状況

信用格付業者	格付対象	格付	見通し
株式会社日本格付研究所（JCR）	第１回無担保投資法人債 （特定投資法人債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）	A	－
	第２回無担保投資法人債 （特定投資法人債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）	A	－

なお、本書の日付現在、本投資法人は以下の信用格付業者から信用格付を取得しています。

本投資法人の本書の日付現在の格付状況

信用格付業者	格付対象	格付	見通し
株式会社 格付投資情報センター（R&I）	長期発行体格付	A-	ポジティブ
株式会社日本格付研究所（JCR）		A	ポジティブ

d 業績及び分配の概要

上記運用の結果、当期の業績は営業収益4,455百万円、営業利益1,686百万円、経常利益1,453百万円、当期純利益1,452百万円となりました。

分配金については、本投資法人の規約第47条第１号に定める金銭の分配方針に基づき、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。以下「租税特別措置法」といいます。）第67条の15に規定される配当可能利益の額の100分の90に相当される金額を超えるものとします。

また、利益超過分配金は、原則として本投資法人の規約及び本資産運用会社の社内規程である運用ガイドラインに定める金銭の分配の方針に従い分配することを前提として算出しています。

本投資法人は、資産売却損益を除いた保有資産の運用から生じるFFO（Funds from Operation）を判断基準としてキャッシュフロー・マネジメントを実施します。また、本投資法人の規約に定める「継続的な利益超過分配」の上限額は、以下の算定方式に基づき算出します。

Ⅰ　「継続的な利益超過分配」の原資は、FFOに前期繰越利益を加えた金額とします。「FFO」は、対象営業期間における「税引後当期純利益」（ただし、対象営業期間において資産売却がなされた場合の資産売却損益は除きます。）に対象営業期間における減価償却費を加算した金額とします。

Ⅱ　「継続的な利益超過分配」の上限額は、対象営業期間のFFOから、税引後当期純利益（ただし、対象営業期間において資産売却がなされた場合の資産売却損益は除きます。）及び対象営業期間に係る約定弁済額を差し引いた金額とします。

継続的な利益超過分配に加えて、新投資口発行等の資金調達、大規模修繕又は想定を超える保有資産の発電への影響による賃料の低下等により、１口当たり総分配額が、当初想定額から減少することが見込まれる場合には、１口当たり総分配の金額を平準化する目的で、上限額を超えた一時的な利益超過分配を行うことがあります。なお、各営業期間における運用状況について総合的に判断を行った上で、利益超過分配を実施しないこと、あるいは一時的に一般社団法人投資信託協会の規則に定められる減価償却における利益超過分配の比率を超えた金額で実施することができます。

かかる方針のもと、本投資法人の規約第47条第２号に定める継続的な利益超過分配の支払原資はFFOが上限となり、継続的な利益超過分配は、原則として当初予想における利益分配額に対し実績が満たなかった場合に、その差分を補うための調整弁として活用することとなりますが、当期においては本投資法人の規約第47条第２号に定める継続的な利益超過分配は実施しないこととし、一時差異等調整引当額からの分配金として３百万円を利益を超えた金銭の分配（税法上の出資等減少分配に該当しない）として分配することとし、投資口１口当たりの分配金は、3,310円となります。

（次期の見通し）

ａ 今後の運用見通し

世界的な金利上昇については足元では米国を中心とする海外市場における状況は落ち着いてきたものの、国内についてはゼロ金利政策が解除され、今後一定の金利上昇が想定されることから、今後の国内経済に対する影響につき引き続き注視していく必要があります。また、株式市場においては2024年７月に入って日経平均株価が史上最高値を更新し、一時42,000円台に到達したものの、その後は同年８月の一時的な暴落も含め不安定な状況が継続しており、11月の米国大統領選挙ではトランプ氏が４年ぶりに再任されたのちも一進一退の状況が継続していることから、2025年の相場については引き続き注視すべきとの予想がされています。

再エネ発電設備のうち太陽光発電設備を取り巻く環境につきましては、2024年12月17日に公表された第７次エネルギー基本計画（原案）における「2040年に向けた政策の方向性」（注）では、「再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指していく」（注）、「徹底した省エネルギー、製造業の燃料転換などを進めるとともに、再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用する」（注）とされ、2040年のエネルギー・ミックスにおいても、再エネ比率の大幅な増加が示されています。

他方、太陽光等の再生可能エネルギー発電事業者に対して、一時的な発電停止を求めた「出力制御」が2019年10月以降に九州電力管内で再開されました。また、2022年４月には東北電力管内、中国電力管内及び四国電力管内、同年５月には北海道電力管内においても、出力制御が開始されており、2023年１月より沖縄電力管内、同年４月より中部電力管内及び北陸電力管内、同年６月からは関西電力管内においても同様に開始されています。一方で、これまで出力制御の対象ではなかった旧ルールで系統に接続した10kW以上500kW未満の事業用太陽光も出力制御の対象に加えることとされました。更に、かねてから『再生可能エネルギーの出力制御の低減』という基本方針の下で有識者による議論が進められてきた再エネの出力制御低減に向けた新たな対策パッケージについては、2023年12月19日開催の『総合エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会』において、新たな「再エネ出力制御対策パッケージ」のとりまとめ案が示されました。これによれば、再エネ発電設備のオンライン化の更なる推進等や新設火力発電の最低出力引下げ等の供給面での対策により再エネが優先的に活用される仕組みを措置するとともに、蓄電池、再エネ併設蓄電池、水電解装置の導入を通じた需要の創出・シフト、蓄電池の導入や事業者所有設備への通信制御機器の設置の支援等の需要面での対策により出力制御時間帯の需要家の行動変容・再エネ利用を促しつつ、連系線の運用見直し等による域外送電量の拡大や地域間連系線の更なる増強による域外送電量の拡大等の系統面での対策により再エネ導入拡大・レジリエンス強化の環境を整備するなど、切れ目のない対策を講じることが示されており、今後は2023年と比較して出力制御実施の抑制に向けた対策が強化されるものと期待されていました。その後、実際に2024年に入り、１月から６月までの出力制御の実施状況は、2023年対比で１日当たりの平均の制御時間が大幅に減少したことから、同委員会で発表された対策が実施されたことにより、出力制御の低減に一定の効果があったものと考えられます。また、2024年７月から12月までにおいても前年対比での出力制御の実施は減少していることから、引き続きその効果が継続しているものと考えられます。

なお、発電側課金に関しては、前記「（当期の概況）ｂ 投資環境及び当期の運用実績」に記載のとおり、既認定のFIT／FIPにおいて調達期間等の間は課金がされないこととなったことから、本投資法人の運用にあたっても懸念されていた2024年以降の業績面へのマイナスのインパクトを加味する必要がなくなりました。

（注） 上記の記載は、いずれも資源エネルギー庁「エネルギー基本計画（原案）の概要」（令和６年12月）によります。

ｂ 今後の運用方針

（ｉ）外部成長戦略

本投資法人のスポンサーが属するカナディアン・ソーラー・グループ（注１）は、欧米の太陽光発電市場を中心に発展してきた垂直統合型モデル（注２）を採用しており、日本を含むグローバル市場において同モデルを展開しています。太陽光発電設備に対する投資及び運用を行う本投資法人と太陽光発電事業の幅広い事業領域をカバーするカナディアン・ソーラー・グループが、垂直統合型モデルの下、スポンサー・グループ（注４）を介して相互に協働し、バリューチェーン（注５）を構築することで、互いに価値創造を目指していくことが、投資主にとっての価値向上につながるものと本投資法人は考えています。

具体的には、本投資法人がスポンサー・グループから付与された優先的売買交渉権を活用することで、スポンサー・グループにより開発された優良な太陽光発電設備等を取得し資産の拡大を図る方針です。

更に、本投資法人は、スポンサーからの取得ルートに重点を置きつつも、本資産運用会社独自のネットワークを利用した第三者からの物件取得等、取得ルートの多様化に努めています。また、売主からの直接の取得に加え、第三者からの取得時も含めブリッジファンドの活用等、多様な取得手法による更なる外部成長を目指します。

なお、今後の本投資法人の成長に向けて、2023年５月31日に、スポンサーの開発プロジェクトとして日本最大（100MW）かつ日本有数の大規模プロジェクトであるCSあづま小富士発電所のブリッジファンドへの譲渡が完了しています。当該発電所については、本資産運用会社が将来の本投資法人による取得に向けての優先売買交渉権を保有しています。また、2024年１月には第三者開発の大規模発電所（45.8MW）についてもブリッジファンドによる取得が完了しており、今後の外部成長の加速に向け取り組んでいます。

また、2025年１月24日に開催された本資産運用会社の取締役会において、本投資法人の投資対象である再エネ発電設備について、FIT制度（注６）の適用を受ける再エネ発電設備等のみではなく、FIP制度（注７）の適用を受ける再エネ発電設備等及びFIT制度又はFIP制度の適用を受けない再エネ発電設備等への投資並びに同設備に併設する蓄電設備への投資のそれぞれについて、投資の際の基準を明確化することを主な目的として、本投資法人の資産運用に係る運用ガイドラインの一部変更を行いました（注８）。

（注１）「カナディアン・ソーラー・グループ」とは、Canadian Solar Inc.（本社：カナダ）（以下「カナディアン・ソーラー・インク」といいます。）を頂点とし、スポンサー（カナディアン・ソーラー・プロジェクト株式会社）が属する連結企業グループをいいます。以下同じです。

（注２）「垂直統合型モデル」とは、太陽電池モジュールの企画・製造・販売からEPCサービス・O&M（注３）サービスの提供まで、太陽光発電市場の幅広い事業領域を垂直統合する事業モデルをいいます。以下同じです。

（注３）「O&M」とは、Operation & Maintenanceの略称であり、保守・管理をいいます。以下同じです。

（注４）「スポンサー・グループ」とは、(i)スポンサー（カナディアン・ソーラー・プロジェクト株式会社）、(ii)スポンサーがアセットマネジメント業務委託契約を締結している特別目的会社（以下「SPC」ということがあります。）又は組合その他のファンド及び(iii)スポンサー又はその子会社が過半を出資している特別目的会社又は組合その他のファンドを総称していいます。以下同じです。

（注５）「バリューチェーン」とは、一般的に、各プロセスにおいて商品・サービスに対し累積的に価値（バリュー）が付加されていく関係をいいます。

（注６）「FIT制度」とは、再エネ特措法に基づく、再エネ発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気について、その利用を促進するために、電気事業者があらかじめ定められた価格、期間その他の条件に基づき当該再生可能エネルギー電気を調達する制度（固定価格買取制度）を意味します。以下同じです。

（注７）「FIP制度」とは、再エネ特措法に基づく、再エネ発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気について、市場取引等（再エネ特措法に定義する意味によります。）による供給を促進するため、供給促進交付金（再エネ特措法に定義する意味によります。）の交付を行う制度をいいます。以下同じです。

（注８）運用ガイドラインの一部変更については、2025年１月24日公表の「資産運用会社の社内規則である「運用ガイドライン」の変更に関するお知らせ」をご参照ください。

（ⅱ）内部成長戦略

本投資法人は、世界の脱炭素化への取組みが国内の電力需要家にも加速的に求められつつある状況において、2022年10月より、保有するCS大山町発電所（A)、同発電所（B）及びCS丸森町発電所のトラッキング情報（FIT非化石証書（注１）に付与される再生可能エネルギーの発電所情報）を需要家に付与する新たな試みを開始しました。当該取組みによりＲＥ100（Renewable Energy 100%）を目指す電力の需要家のニーズにこたえるとともに、本投資法人のFIT単価に0.2円/kWhを追加的に受領することを実現させました。また、2023年４月にはCS日出町第二発電所について、同年６月にはCS益城町発電所、CS伊豆市発電所及びCS大河原町発電所について、2024年８月にはCS笠間市第三発電所について、小売電気事業者との間において再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る契約を締結したことで、FIT単価に加えて0.1円/kWh～0.2円/kWhを追加的に受領することを実現しました。

カナディアン・ソーラー・グループのグローバル・モニタリング・プラットフォームを生かした高い運営管理能力により早期に発電設備の不具合を発見し修理することで、発電ロスの低減を目指すとともに、運用資産の適切な修繕・設備更新を実施し、中長期的な視点から資産価値の維持・向上を図り、中長期的な収益の安定を図ります。

前記「(当期の概況)　b 投資環境及び当期の運用実績」で述べた出力制御に係る対応として、本投資法人の保有資産である各発電所において、オンライン出力制御に対応するための改修工事を行いました。本投資法人が当期末時点で保有する九州電力管内の各発電所のうち大部分である10発電所については、出力制御に関しては30日ルールの制約を受けますが、オンライン出力制御方式に必要な上記改修工事を行ったことにより、従前の終日制御から時間単位の制御に移行し、出力制御に起因する発電量の減少による賃料収入の減少を軽減することが可能になりました。更に、同日内であれば、制御時間に拘わらず「１日」とカウントされるため、30日ルールを遵守しつつ、電力需給のピーク時の出力制御に対応することが可能となります。オンライン出力制御方式への移行を進めた結果、九州にある全ての太陽光発電所でオンライン出力制御方式への移行を完了しています。なお、九州地方以外の発電所においても、現在順次オンライン出力制御装置の導入を進めており、現時点ではまだ出力制御の実施が開始されて

いない東京電力管内以外の太陽光発電所についてはCS郡山市発電所を除き、オンライン出力制御装置の導入が完了しています。

また、国連責任投資原則（UN PRI）に係る取組みとして、2019年８月13日に本資産運用会社は国連責任投資原則に署名し、2020年12月末には本資産運用会社のESGの基本ポリシーとして「国連責任投資原則に係るアプローチ」を策定しました。その後はPRIの開示ルールに従って年次の報告を行っており、本年については2024年７月に最新の提出を行っています。また、ESG理念における環境を主軸とした事業を展開するにあたり、気候変動問題がリスクや機会になり得る重要な経営課題と認識していることから、本投資法人は、2022年２月14日にTCFD提言に基づく気候変動への取組みに関する情報開示を行いました。2022年３月１日に本資産運用会社においてサステナビリティ委員会が設立され、本投資法人の役員会に対して年２回以上報告を行うこととしています。また、本投資法人は、グリーンボンド及びグリーンローンといった負債性資金調達を対象に、環境の改善に向けてポジティブなインパクトをもたらす資金調達の実施のために、グリーンファイナンス・フレームワーク（以下「本グリーンファイナンス・フレームワーク」といいます。）を策定し、2020年５月11日付で第三者評価機関である株式会社日本格付研究所（JCR）から本グリーンファイナンス・フレームワークに対して最上位の評価であるGreen1(F)を取得しました。その後、新投資口の募集に際し、投資口の発行を含む資本性資金調達（エクイティファイナンス）においても適用されるよう、2023年６月30日付で本グリーンファイナンス・フレームワークを改定し、改定後の本グリーンファイナンス・フレームワークについてJCRよりGreen1(F)の第三者評価を取得しました。

最新の取得日	評価機関	評価	
2024年10月17日	株式会社日本格付研究所（JCR）	総合評価	Green 1 (F)
		グリーン性評価（資金使途）	g 1 (F)
		管理・運営・透明性評価	m 1 (F)

なお、本投資法人の保有資産であるCS伊豆市発電所、CS大河原町発電所、CS益城町発電所、CS日出町第二発電所及びCS笠間市第三発電所について、小売電気事業者と特定卸供給に関する契約を順次締結しており、これらの小売電気事業者によるFIT電気（注２）又は実質的に再生可能エネルギーに由来する電気（注３）の売電に貢献しています。

（注１）「FIT非化石証書」とは、一般社団法人日本卸電力取引所の非化石価値取引市場において取引される、FIT制度により固定買取された電力の再生可能エネルギー価値を表象する証書をいいます。なお、FIT電気（注２）の持つ環境価値については、発電事業者ではなく賦課金負担に応じて全需要家に均等に帰属するものと整理されており、これに基づき、現在全てのFIT電気が有する環境価値は、発電事業者ではなく電力広域的運営推進機関に帰属し、FIT非化石証書として市場に供出され、その販売収入は国民負担の軽減に充てることにより、全需要家に均等に還元することとされています。

（注２）「FIT電気」とは、FIT制度によって電気事業者に買い取られた電気をいいます。FIT電気については、当該電気を調達する費用の一部が電気の利用者が負担する賦課金によって賄われており、小売電気事業者はその旨を需要家に示す必要があります。以下同じです。

（注３）小売電気事業者がその販売する電気について実質的に再生可能エネルギーに由来する電気であることを需要家に示すためには、別途、その販売電力量に相当する非化石証書を取得し、使用する必要があります。

（ⅲ）財務戦略

本投資法人の安定収益の確保及び運用資産の成長のため、資金調達環境の動向を注視しつつ、資産の新規取得の際には公募増資、借入金及び投資法人債の発行等の資金調達を検討します。

ｃ 運用状況の見通し

2025年６月期（2025年１月１日～2025年６月30日）、2025年12月期（2025年７月１日～2025年12月31日）及び2026年６月期（2026年１月１日～2026年６月30日）の運用状況については、以下のとおり見込んでいます。運用状況の前提条件につきましては、後記「2025年６月期（2025年１月１日～2025年６月30日）、2025年12月期（2025年７月１日～2025年12月31日）及び2026年６月期（2026年１月１日～2026年６月30日）の運用状況の予想の前提条件」をご参照ください。

	営業収益	営業利益	経常利益	当期純利益	１口当たり分配金（利益超過分配金は含まない。）	１口当たり利益超過分配金	１口当たり分配金（利益超過分配金を含む。）
	百万円	百万円	百万円	百万円	円	円	円
2025年６月期	4,683	1,774	1,320	1,319	2,998	283	3,281
2025年12月期	4,625	1,710	1,420	1,419	3,227	－	3,227
2026年６月期	4,639	1,732	1,457	1,456	3,309	－	3,309

d 決算後に生じた重要な事実

（ⅰ）資金の借入れ

本投資法人は、2025年１月29日付で、以下のとおり、資金の借入れ（以下「本借入れ」といいます。）を行いました。本借入れにおける借入金は、下記「（ⅱ）資産の取得」に記載の取得資産の取得資金及び関連する諸費用の一部に充当しています。

区分（注１）	借入先	借入金額	利率（注２）	借入実行日	借入方法	返済期限	返済方法（注３）	担保・保証（注４）
長期	株式会社三菱ＵＦＪ銀行をアレンジャーとする協調融資団	4,300百万円（注５）	基準金利に0.45%を加えた利率（注６）	2025年１月29日	左記借入先を貸付人とする2025年１月24日付の個別貸付契約に基づく借入れ	借入実行日より５年後の応当日	一部分割返済（注５）	無担保無保証

（注１）「長期」とは借入実行日から返済期限までの期間が１年超である借入れをいいます。

（注２）上記借入先に支払われる融資手数料等は含まれていません。

（注３）上記借入実行後返済期限までの間に、本投資法人が事前に書面で通知する等、一定の条件が成就した場合、本投資法人は、借入金の一部又は全部を期限前弁済することができます。

（注４）本借入れには、借入れの条件として、本投資法人の各決算日を基準として、本投資法人の運用資産の資産価値の総額に占める有利子負債総額の割合や負債比率（D/E比率）や元利金支払能力を判定する指標（DSCR）を維持する財務制限条項が設けられており、財務制限条項に２期連続して抵触した場合又は期限の利益喪失事由が発生した場合には、担保設定を求められる可能性があります。

（注５）2025年６月30日を初回として、以降毎年６月及び12月の各末日（同日が営業日でない場合は翌営業日とし、当該日が翌月となる場合には直前の営業日とします。）に元本の一部を返済し、残元本を返済期限に一括して返済する借入れ（バルーン付アモチ型の借入れ）です。なお、2025年６月30日の元本返済割合は、3.84549%の予定です。

（注６）利払日に支払う利息の計算期間に適用する基準金利は、初回は借入実行日の２営業日前の日、その後は各利払日の直前の利払日のそれぞれ２営業日前の時点における一般社団法人全銀協TIBOR運営機関が公表する利息計算期間（初回及び最終回を除き３か月とされています。）に対応する期間の日本円TIBOR（Tokyo Interbank Offered Rate）となります。かかる基準金利は、利払日毎に見直されます。ただし、利息計算期間に対応するレートが存在しない場合は、契約書に定められた方法に基づき算定される当該期間に対応する基準金利となります。基準金利である全国銀行協会の日本円TIBORの変動については、一般社団法人全銀協TIBOR運営機関のホームページ（https://www.jbatibor.or.jp/rate/）でご確認ください。

（ⅱ）資産の取得

本投資法人は、規約に定める資産運用の基本方針に基づき、2025年１月24日開催の役員会において、借入れを原資とした以下の資産の取得を決議し、2025年１月29日に取得しました。

物件番号　（注１）	物件名称	所在地（注２）	取得価格（百万円）
S-33	CS広島市鈴張発電所	広島県広島市	3,980

（注１）「物件番号」は、再エネ発電設備等の分類に応じて、物件ごとに番号を付したものであり、Sは太陽光発電設備等を表します。

（注２）「所在地」は、太陽光発電設備が設置されている土地（複数ある場合にはそのうちの一つ）の登記簿上の記載に基づいて記載しています。ただし、市又は郡までの記載をしています。

（ⅲ）自己投資口の取得の決定

本投資法人は、2025年２月14日開催の役員会において、投信法第80条の５第２項の規定により読み替えて適用される同法第80条の２の規定に基づき、以下のとおり自己投資口取得に係る事項について決定しました。なお、取得した全ての投資口については、2025年６月期中に消却することを予定しています。

（１）自己投資口の取得を行う理由

本投資法人の投資口価格の水準、手元資金の状況、財務状況及びマーケット環境等を総合的に勘案し、自己投資口の取得及び消却により資本効率の向上と投資主還元を行うことが、中長期的な投資主価値の向上につながると判断し、自己投資口の取得を決定しました。

（２）取得に係る事項の内容

取得し得る投資口の総数	12,000口（上限）
投資口の取得価額の総額	800百万円（上限）
取得期間	2025年２月17日～2025年５月30日
取得方法	証券会社との自己投資口取得に係る取引一任契約に基づく東京証券取引所における市場買付け

2025年６月期（2025年１月１日～2025年６月30日）、2025年12月期（2025年７月１日～2025年12月31日）及び2026年６月期（2026年１月１日～2026年６月30日）の運用状況の予想の前提条件

項目	前提条件
計算期間	・ 2025年６月期（第16期）：2025年１月１日～2025年６月30日（181日） ・ 2025年12月期（第17期）：2025年７月１日～2025年12月31日（184日） ・ 2026年６月期（第18期）：2026年１月１日～2026年６月30日（181日）
運用資産	・ 本日現在保有している33物件（以下「保有資産」といいます。）の太陽光発電設備等及び太陽光発電設備等を信託財産とする信託受益権を保有していることを前提としています。 ・ 運用状況の予想にあたっては、2026年６月期（第18期）末まで運用資産の異動（新規資産の取得、保有資産の処分等）がないことを前提としています。 ・ 実際には新規資産の取得又は保有資産の処分等により変動する可能性があります。
営業収益	・ 主たる営業収益である保有資産の賃貸事業収益は、本日現在効力を有する発電設備等賃貸借契約に基づき、以下の①基本賃料及び②実績連動賃料の合計により算出しており、2025年６月期（第16期）に4,683百万円、2025年12月期（第17期）に4,625百万円、2026年６月期（第18期）に4,639百万円を、それぞれ見込んでいます。 ①基本賃料 各保有資産（CS福山市発電所、CS七ヶ宿町発電所、CSみやこ町犀川発電所、CS笠間市第三発電所、CS山口市発電所、CS佐倉市発電所及びCS広島市鈴張発電所を除きます。）については、本資産運用会社が取得した、太陽光発電設備のシステム、発電量評価、太陽光発電設備に係る各種契約の評価及び継続性（性能劣化・環境評価）の評価等に関するイー・アンド・イーソリューションズ株式会社作成のテクニカルレポート（以下「テクニカルレポート」といいます。）に記載された各月の発電量予測値（P50）（注１）(注２)に、また保有資産のうちCS福山市発電所、CS七ヶ宿町発電所、CSみやこ町犀川発電所、CS笠間市第三発電所、CS山口市発電所、CS佐倉市発電所及びCS広島市鈴張発電所については、本資産運用会社が取得した、発電量評価に関するテュフラインランドジャパン株式会社作成の発電量評価レポート（以下「発電量評価レポート」といいます。）に記載された各月の発電量予測値（P50）(注１)(注２)に、一定料率（100－Y）％を乗じた値(注３)に対し、70％を乗じ、更に当該保有資産に適用される買取価格を乗じて得られる金額 ②実績連動賃料 各保有資産について、各月の実際の発電量に一定料率（100－Y）％を乗じた値(注３)に対し、当該保有資産に適用される買取価格を乗じて得られる金額から上記基本賃料額を控除した金額（なお、負の値になるときはゼロとします。） （注１）「発電量予測値（P50）」とは、超過確率P（パーセンタイル）50の数値（50％の確率で達成可能と見込まれる数値を意味します。以下同じです。）としてテクニカルレポート又は発電量評価レポートの作成者その他の専門家によって算出された発電電力量をいいます。以下同じです。 （注２）保有資産の一部については、テクニカルレポート又は発電量評価レポートに記載された各月の発電量予測値（P50）から第三者調査会社が試算する出力抑制率分を控除した発電量予測を算定の基礎にしています。以下同じです。 （注３）当該値は、賃借人運営費用及びオペレーター報酬相当額としてのY％を乗じた値を控除した値です。保有資産ごとに、Yの水準は異なります。

<table>
<tr><th>項目</th><th>前提条件</th></tr>
<tr><td>営業収益</td><td>・ 本予想においては、実際の発電量が、発電量予測値（P50）となることを前提として算出しています。実際の太陽光発電設備の発電量は日射量に応じて変動するものであり、本予想は、実際の発電量が、発電量予測値（P50）と一致することを保証するものではありません。
・ 賃貸事業収益については、賃貸借契約の解除、賃借人による賃料の滞納又は不払いがないことを前提としています。
・ 保有資産の賃貸借契約について、賃貸借契約の定めに従った更新がなされ、更新後の賃料条件が、現行の賃貸借契約上原則とされている条件どおりであることを前提としています。</td></tr>
<tr><td>営業費用</td><td>・ 主たる営業費用である保有資産の賃貸事業費用のうち、主たる項目は以下のとおりです。
単位：百万円
<table>
<tr><th></th><th>2025年
６月期</th><th>2025年
12月期</th><th>2026年
６月期</th></tr>
<tr><td>保守管理費用</td><td>296</td><td>296</td><td>296</td></tr>
<tr><td>修繕費</td><td>37</td><td>49</td><td>37</td></tr>
<tr><td>固定資産税</td><td>7</td><td>8</td><td>8</td></tr>
<tr><td>借地料</td><td>96</td><td>96</td><td>96</td></tr>
<tr><td>保険料</td><td>77</td><td>77</td><td>77</td></tr>
<tr><td>減価償却費</td><td>1,803</td><td>1,807</td><td>1,812</td></tr>
</table>
・ 減価償却費以外の費用については、過去の実績値をベースに、費用の変動要素を反映して算出しています。
・ 太陽光発電設備等の修繕費は、テクニカルレポートを勘案の上、本資産運用会社が計画した金額をもとに、各営業期間に必要と想定される額を費用として計上しています。しかしながら、予想し難い要因に基づく太陽光発電設備等の毀損等により修繕費が緊急に発生する可能性があること、一般的に年度による金額の差異が大きくなること及び定期的に発生する金額ではないこと等から、各営業期間の修繕費が予想金額と大きく異なる結果となる可能性があります。</td></tr>
<tr><td>営業外費用</td><td>・ 支払利息、投資法人債利息及びその他融資関連費用として、2025年６月期（第16期）に454百万円（2025年１月24日開催の本投資法人役員会で決議した新規借入れ及び貸付基本合意書の変更並びにそれらに関連するアドバイザリー費用を含みます。）、2025年12月期（第17期）に289百万円、2026年６月期（第18期）に275百万円を、それぞれ見込んでいます。</td></tr>
<tr><td>有利子負債</td><td>・ 本日現在、本投資法人においては48,376百万円の有利子負債（借入金及び投資法人債）残高があります。かかる有利子負債（借入金）については、約定により、2025年６月末日に1,644百万円を、2025年12月末日に1,603百万円を、2026年６月末日に1,605百万円を、それぞれ返済することを前提としています。
・ 2025年６月期（第16期）末の有利子負債比率は50.43％程度、2025年12月期（第17期）末の有利子負債比率は49.50％程度、2026年６月期（第18期）末の有利子負債比率は48.57％程度を、それぞれ見込んでいます。
・ 有利子負債比率の算出にあたっては、次の算式を使用しています。
有利子負債比率＝有利子負債総額÷資産総額×100</td></tr>
<tr><td>発行済投資口の総口数</td><td>・ 本日現在の発行済投資口の総口数439,999口を前提としています。
・ 上記を除き、2026年６月期（第18期）末までに新投資口の発行等による投資口数の変動がないことを前提としています。
・ １口当たり分配金（利益超過分配金は含まない。）、１口当たり利益超過分配金及び１口当たり分配金（利益超過分配金を含む。）は、2025年６月期（第16期）、2025年12月期（第17期）及び2026年６月期（第18期）の予想期末発行済投資口の総口数である439,999口により算出しています。</td></tr>
</table>

項目	前提条件
１口当たり分配金 （利益超過分配金は含まない。）	・　１口当たり分配金（利益超過分配金は含まない。）は、本投資法人の規約に定める金銭の分配の方針に従い分配することを前提として算出しています。 ・　賃借人の異動、賃貸借契約の内容の変更に伴う賃料収入の変動、発電量の変動又は予期せぬ修繕の発生等を含む種々の要因により、１口当たり分配金（利益超過分配金は含まない。）は変動する可能性があります。
１口当たり 利益超過分配金	・　１口当たり利益超過分配金は、原則として本投資法人の規約及び本資産運用会社の社内規程である運用ガイドラインに定める金銭の分配の方針に従い分配することを前提として算出しています。 ・　本投資法人は、資産売却損益を除いた保有資産の運用から生じるFFO（Funds from Operation）を判断基準とします。また、本投資法人の規約に定める「継続的な利益超過分配」の上限額は、以下の算定方式に基づき算出します。 Ⅰ　「継続的な利益超過分配」の原資は、FFOに前期繰越利益を加えた金額とします。「FFO」は、対象営業期間における「税引後当期純利益」（ただし、対象営業期間において資産売却がなされた場合の資産売却損益は除きます。）に対象営業期間における減価償却費を加算した金額とします。 Ⅱ　「継続的な利益超過分配」の上限額は、対象営業期間のFFOから、税引後当期純利益（ただし、対象営業期間において資産売却がなされた場合の資産売却損益は除きます。）及び対象営業期間に係る約定弁済額を差し引いた金額とします。 ・　継続的な利益超過分配に加えて、新投資口発行等の資金調達、大規模修繕又は想定を超える保有資産の発電への影響による賃料の低下等により、１口当たり総分配額が、当初想定額から減少することが見込まれる場合には、１口当たり総分配の金額を平準化する目的で、上限額を超えた一時的な利益超過分配を行うことがあります。なお、各営業期間における運用状況について総合的に判断を行った上で、利益超過分配を実施しないこと、あるいは一時的に一般社団法人投資信託協会の規則に定められる減価償却における利益超過分配の比率を超えた金額で実施することができます。 ・　経済環境、再生可能エネルギー発電事業に関する市場環境、本投資法人の財務状況等諸般の事情を総合的に考慮した上で、修繕や資本的支出への活用、借入金の返済、新規物件の取得資金への充当、自己投資口の取得等の他の選択肢についても検討の上、利益を超えた金銭の分配（出資の払戻し）を実施しない場合もあります。 ・　なお、利益を超えた金銭の分配（出資の払戻し）の実施は手元資金の減少を伴うため、突発的な事象等により本投資法人の想定を超えて資本的支出等を行う必要が生じた場合に、手元資金の不足が生じる可能性や、機動的な物件取得にあたり資金面での制約となる可能性があります。また、利益を超えた金銭の分配（出資の払戻し）を実施した場合、当該金額は出資総額又は出資剰余金から控除されます。
その他	・　法令、税制、会計基準、東京証券取引所の定める上場規程等、一般社団法人投資信託協会の定める規則等において、上記の予想数値に影響を与える改正が行われないことを前提としています。 ・　一般的な経済動向、太陽光発電設備の市況及び不動産市況等に不測の重大な変化が生じないことを前提としています。

（２）投資リスク

2024年９月27日付で提出された有価証券報告書における「投資リスク」から重要な変更がないため開示を省略します。

２．財務諸表

（１）貸借対照表

（単位：千円）

	前期 （2024年６月30日）	当期 （2024年12月31日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,081,866	5,241,482
営業未収入金	1,384,716	889,087
前払費用	244,506	359,754
その他	45,089	83,470
流動資産合計	7,756,179	6,573,795
固定資産		
有形固定資産		
構築物	1,074,228	1,074,228
減価償却累計額	△259,111	△281,228
構築物（純額）	815,116	792,999
機械及び装置	43,344,549	43,631,597
減価償却累計額	△10,860,056	△11,758,657
機械及び装置（純額）	32,484,493	31,872,939
工具、器具及び備品	593,797	596,567
減価償却累計額	△150,568	△162,573
工具、器具及び備品（純額）	443,228	433,994
土地	4,571,427	4,673,173
信託構築物	7,925,298	7,925,298
減価償却累計額	△852,530	△998,424
信託構築物（純額）	7,072,767	6,926,874
信託機械及び装置	33,005,488	33,006,104
減価償却累計額	△3,251,527	△3,903,434
信託機械及び装置（純額）	29,753,961	29,102,669
信託工具、器具及び備品	134,095	134,095
減価償却累計額	△14,196	△16,848
信託工具、器具及び備品（純額）	119,898	117,246
信託土地	6,948,625	6,948,625
信託建設仮勘定	3,751	3,751
有形固定資産合計	82,213,270	80,872,274
無形固定資産		
借地権	1,486,690	1,486,690
ソフトウエア	1,854	1,539
無形固定資産合計	1,488,544	1,488,229
投資その他の資産		
長期前払費用	856,227	797,994
出資金	10	10
繰延税金資産	12	19
長期預金	23,400	23,400
差入保証金	46,909	46,909
投資その他の資産合計	926,559	868,334
固定資産合計	84,628,375	83,228,838
繰延資産		
投資法人債発行費	6,581	10,802
繰延資産合計	6,581	10,802
資産合計	92,391,135	89,813,436

（単位：千円）

	前期 （2024年６月30日）	当期 （2024年12月31日）
負債の部		
流動負債		
営業未払金	92,843	106,652
１年内償還予定の投資法人債	1,100,000	－
１年内返済予定の長期借入金	2,881,493	2,935,268
未払金	226,823	238,132
未払費用	128,187	146,403
未払法人税等	802	718
未払消費税等	369,870	103,325
預り金	1,916	2,907
流動負債合計	4,801,937	3,533,409
固定負債		
投資法人債	3,800,000	5,200,000
長期借入金	37,397,078	35,940,736
長期未払金	67,467	67,467
固定負債合計	41,264,545	41,208,203
負債合計	46,066,483	44,741,613
純資産の部		
投資主資本		
出資総額	47,953,452	47,953,452
出資総額控除額		
一時差異等調整引当額	※２ △1,807	※２ △5,872
その他の出資総額控除額	△2,988,218	※３ △4,328,371
出資総額控除額合計	△2,990,025	△4,334,244
出資総額（純額）	44,963,427	43,619,208
剰余金		
当期未処分利益又は当期未処理損失（△）	1,361,225	1,452,614
剰余金合計	1,361,225	1,452,614
投資主資本合計	46,324,652	45,071,822
純資産合計	※１ 46,324,652	※１ 45,071,822
負債純資産合計	92,391,135	89,813,436

（２）損益計算書

（単位：千円）

	前期 （自　2024年１月１日 至　2024年６月30日）	当期 （自　2024年７月１日 至　2024年12月31日）
営業収益		
再生可能エネルギー発電設備等の賃貸収入	※1 4,367,626	※1 4,455,214
営業収益合計	4,367,626	4,455,214
営業費用		
再生可能エネルギー発電設備等の賃貸費用	※1 2,483,360	※1 2,490,977
資産運用報酬	166,242	170,340
一般事務委託手数料	30,613	29,381
役員報酬	2,400	2,400
租税公課	64	143
その他営業費用	76,585	75,426
営業費用合計	2,759,267	2,768,669
営業利益	1,608,359	1,686,544
営業外収益		
受取利息	391	1,923
受取配当金	0	－
還付加算金	1,202	－
未払分配金除斥益	542	1,289
受取保険金	4,781	28,820
受取保証料	－	183
精算金収入	1,736	－
営業外収益合計	8,653	32,216
営業外費用		
支払利息	186,266	186,089
投資法人債利息	19,052	22,248
投資法人債発行費償却	2,779	2,779
融資関連費用	47,009	51,109
雑損失	－	2,999
営業外費用合計	255,108	265,226
経常利益	1,361,904	1,453,535
税引前当期純利益	1,361,904	1,453,535
法人税、住民税及び事業税	862	1,012
法人税等調整額	4	△7
法人税等合計	866	1,005
当期純利益	1,361,037	1,452,529
前期繰越利益	187	84
当期未処分利益又は当期未処理損失（△）	1,361,225	1,452,614

（３）投資主資本等変動計算書

前期（自　2024年１月１日　至　2024年６月30日）

（単位：千円）

	投資主資本								純資産合計
	出資総額					剰余金		投資主資本合計	
	出資総額	出資総額控除額			出資総額（純額）	当期未処分利益又は当期未処理損失（△）	剰余金合計		
		一時差異等調整引当額	その他の出資総額控除額	出資総額控除合計					
当期首残高	47,953,452	－	△2,681,476	△2,681,476	45,271,976	1,385,723	1,385,723	46,657,699	46,657,699
当期変動額									
一時差異等調整引当額による利益超過分配	－	△1,807	－	△1,807	△1,807	－	－	△1,807	△1,807
その他の利益超過分配	－	－	△306,742	△306,742	△306,742	－	－	△306,742	△306,742
剰余金の配当	－	－	－	－	－	△1,385,535	△1,385,535	△1,385,535	△1,385,535
当期純利益	－	－	－	－	－	1,361,037	1,361,037	1,361,037	1,361,037
当期変動額合計	－	△1,807	△306,742	△308,549	△308,549	△24,497	△24,497	△333,047	△333,047
当期末残高	※1 47,953,452	△1,807	△2,988,218	△2,990,025	44,963,427	1,361,225	1,361,225	46,324,652	46,324,652

当期（自　2024年７月１日　至　2024年12月31日）

（単位：千円）

	投資主資本						
	出資総額					剰余金	
	出資総額	出資総額控除額			出資総額（純額）	当期未処分利益又は当期未処理損失（△）	剰余金合計
		一時差異等調整引当額	その他の出資総額控除額	出資総額控除合計			
当期首残高	47,953,452	△1,807	△2,988,218	△2,990,025	44,963,427	1,361,225	1,361,225
当期変動額							
一時差異等調整引当額による利益超過分配	－	△4,065	－	△4,065	△4,065	－	－
その他の利益超過分配	－	－	△340,172	△340,172	△340,172	－	－
剰余金の配当	－	－	－	－	－	△1,361,140	△1,361,140
当期純利益	－	－	－	－	－	1,452,529	1,452,529
自己投資口の取得	－	－	－	－	－	－	－
自己投資口の消却	－	－	△999,980	△999,980	△999,980	－	－
当期変動額合計	－	△4,065	△1,340,152	△1,344,218	△1,344,218	91,388	91,388
当期末残高	※1 47,953,452	△5,872	△4,328,371	△4,334,244	43,619,208	1,452,614	1,452,614

	投資主資本		純資産合計
	自己投資口	投資主資本合計	
当期首残高	－	46,324,652	46,324,652
当期変動額			
一時差異等調整引当額による利益超過分配	－	△4,065	△4,065
その他の利益超過分配	－	△340,172	△340,172
剰余金の配当	－	△1,361,140	△1,361,140
当期純利益	－	1,452,529	1,452,529
自己投資口の取得	△999,980	△999,980	△999,980
自己投資口の消却	999,980	－	－
当期変動額合計	－	△1,252,829	△1,252,829
当期末残高	－	45,071,822	45,071,822

（４）金銭の分配に係る計算書

	前 期 （自 2024年１月１日 至 2024年６月30日）	当 期 （自 2024年７月１日 至 2024年12月31日）
Ⅰ 当期未処分利益	1,361,225,203円	1,452,614,030円
Ⅱ 利益超過分配金加算額		
うち一時差異等調整引当額	4,065,804円	3,959,991円
うちその他の出資総額控除額	340,172,268円	-円
Ⅲ 分配金の額	1,705,378,900円	1,456,396,690円
（投資口１口当たりの分配金の額）	(3,775）円	(3,310）円
うち利益分配額	1,361,140,828円	1,452,436,699円
（うち１口当たり利益分配金）	(3,013）円	(3,301）円
うち一時差異等調整引当額	4,065,804円	3,959,991円
（うち１口当たり利益超過分配金（一時差異等調整引当額に係るもの））	(9）円	(9）円
うちその他の利益超過分配金	340,172,268円	-円
（うち１口当たり利益超過分配金（その他の利益超過分配金に係るもの））	(753）円	(-）円
Ⅳ 次期繰越利益	84,375円	177,331円
分配金の額の算出方法	本投資法人の規約第47条第１号に従い、租税特別措置法第67条の15に規定される配当可能利益の額の100分の90に相当する金額を超えるものとしています。かかる方針により、当期未処分利益1,361,225,203円に対して、投資口１口当たりの分配金が１円未満となる端数部分を除く全額1,361,140,828円を利益分配金として分配することとしました。 なお、本投資法人は規約第47条第２号に定める金銭の分配の方針に基づき、毎期継続的に利益を超える金銭の分配を行います。かかる方針により、当期の減価償却費計上額である1,729,930,376円の19.7％に相当する金額340,172,268円を、利益を超える金銭の分配（税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻し）として分配することとしました。 加えて、一時差異等調整引当額に相当する額である4,065,804円を利益を超えた金銭の分配（税法上の出資等減少分配に該当しない）として分配することとしました。この結果、投資口１口当たりの分配金を3,775円としました。	本投資法人の規約第47条第１号に従い、租税特別措置法第67条の15に規定される配当可能利益の額の100分の90に相当する金額を超えるものとしています。かかる方針により、当期未処分利益1,452,614,030円に対して、投資口１口当たりの分配金が１円未満となる端数部分を除く全額1,452,436,699円を利益分配金として分配することとしました。 なお、本投資法人の規約第47条第２号に定める継続的な利益超過分配は、原則として当初予想における利益分配額に対し実績が満たなかった場合に、その差分を補うための調整弁として活用することとなります。そのため、当期においては利益を超える金銭の分配（税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻し）は行わないこととし、一時差異等調整引当額に相当する額である3,959,991円を利益を超えた金銭の分配（税法上の出資等減少分配に該当しない）として分配することとしました。この結果、投資口１口当たりの分配金を3,310円としました。

（注）利益超過分配金は、原則として本投資法人の規約及び本資産運用会社の社内規程である運用ガイドラインに定める金銭の分配の方針に従い分配することを前提として算出しています。なお、2024年8月16日に開催された本資産運用会社の取締役会において、運用ガイドラインの一部変更を行ったことにより、金銭の分配の方針が変更されました。

（前期の方針）

金銭の分配を行う営業期間において、本投資法人は、再エネ発電設備より生み出されたFCFのうち、NCFについて、NCF額に対しペイアウトレシオを乗じた額を目途として、金銭の分配を実施していました。

本投資法人は、当該方針を実現するため、利益の範囲からの金銭の分配に加えて、利益超過分配を毎営業期間継続的に実施する方針でした。

本投資法人は、各営業期間における業績予想（その修正を含みます。）を作成する際に、再エネ発電設備に係る賃料算定の基礎とした技術専門家による発電量予測値（P50）を前提として、予測NCFを当該営業期間の実績発電量に基づき計算される実績NCFが超過した場合には、「予測NCFにペイアウトレシオを乗じた金額」を当該営業期間における金銭分配額の上限とする方針でした。
また、一方、実績NCFが予測NCF以下となった場合には、本投資法人は、「実績NCFにペイアウトレシオを乗じた金額」を当該営業期間における金銭分配額とする方針でした。
かかる方針により、前期の予測NCFの額である1,922,637,224円の88.7％に相当する金額1,705,378,900円を前期の分配金として分配することとし、そのうち利益分配金1,361,140,828円を控除した344,238,072円を利益超過分配金として分配することとしました。
（当期以降の方針）
本投資法人は、資産売却損益を除いた保有資産の運用から生じるFFO（Funds from Operation）を判断基準としてキャッシュフロー・マネジメントを実施します。また、継続的な利益超過分配の上限額は、以下の算定方式に基づき算出します。

Ⅰ　「継続的な利益超過分配」の原資は、FFOに前期繰越利益を加えた金額とします。「FFO」は、対象営業期間における「税引後当期純利益」（ただし、対象営業期間において資産売却がなされた場合の資産売却損益は除きます。）に対象営業期間における減価償却費を加算した金額とします。

Ⅱ　「継続的な利益超過分配」の上限額は、対象営業期間のFFOから、税引後当期純利益（ただし、対象営業期間において資産売却がなされた場合の資産売却損益は除きます。）及び対象営業期間に係る約定弁済額を差し引いた金額とします。

継続的な利益超過分配に加えて、新投資口発行等の資金調達、大規模修繕又は想定を超える保有資産の発電への影響による賃料の低下等により、１口当たり総分配額が、当初想定額から減少することが見込まれる場合には、１口当たり総分配の金額を平準化する目的で、上限額を超えた一時的な利益超過分配を行うことがあります。なお、各営業期間における運用状況について総合的に判断を行った上で、利益超過分配を実施しないこと、あるいは一時的に一般社団法人投資信託協会の規則に定められる減価償却における利益超過分配の比率を超えた金額で実施することができます。

（５）キャッシュ・フロー計算書

（単位：千円）

	前期 （自　2024年１月１日 至　2024年６月30日）	当期 （自　2024年７月１日 至　2024年12月31日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	1,361,904	1,453,535
減価償却費	1,729,930	1,733,490
投資法人債発行費償却	2,779	2,779
受取利息及び受取配当金	△391	△1,923
支払利息	205,318	208,337
未払分配金除斥益	△542	△1,289
営業未収入金の増減額（△は増加）	△437,975	495,628
未収入金の増減額（△は増加）	△164	△6,395
未収消費税等の増減額（△は増加）	1,385,163	－
未払消費税等の増減額（△は減少）	321,351	△264,615
前払費用の増減額（△は増加）	92,745	△115,248
長期前払費用の増減額（△は増加）	58,232	58,232
営業未払金の増減額（△は減少）	△8,086	7,814
未払金の増減額（△は減少）	△7,583	△2,621
未払費用の増減額（△は減少）	17,006	16,054
その他	△18,633	△30,993
小計	4,701,055	3,552,785
利息及び配当金の受取額	391	1,923
利息の支払額	△205,405	△206,175
法人税等の支払額	△1,014	△1,096
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,495,026	3,347,435
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△28,838	△372,893
無形固定資産の取得による支出	△3,748	－
投資活動によるキャッシュ・フロー	△32,586	△372,893
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の返済による支出	△1,100,000	－
長期借入金の返済による支出	△1,497,913	△1,402,567
投資法人債の発行による収入	－	1,400,000
投資法人債の償還による支出	－	△1,100,000
投資法人債発行費の支出	－	△7,000
自己投資口の取得による支出	－	△999,980
分配金の支払額	△1,385,535	△1,361,140
利益超過分配金の支払額	△308,549	△344,238
財務活動によるキャッシュ・フロー	△4,291,998	△3,814,926
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	170,441	△840,383
現金及び現金同等物の期首残高	5,911,425	6,081,866
現金及び現金同等物の期末残高	※1 6,081,866	※1 5,241,482

（６）継続企業の前提に関する注記
該当事項はありません。

（７）重要な会計方針に係る事項に関する注記

１．固定資産の減価償却の方法	（１）有形固定資産 定額法を採用しています。 なお、主たる有形固定資産の耐用年数は以下のとおりです。 構築物　22年～30年 機械及び装置　６年～29年 工具、器具及び備品　22年～25年 信託構築物　24年～30年 信託機械及び装置　24年～29年 信託工具、器具及び備品　24年～29年 （２）無形固定資産 定額法を採用しています。 なお、耐用年数は以下のとおりです。 ソフトウエア　５年 （３）長期前払費用 定額法を採用しています。
２．繰延資産の償却方法	（１）投資法人債発行費 償還までの期間にわたり定額法により償却しています。 （２）投資口交付費 発生時に全額費用処理しています。
３．収益及び費用の計上基準	固定資産税の処理方法 保有するインフラ資産等に係る固定資産税、都市計画税及び償却資産税等については、賦課決定された税額のうち当該計算期間に対応する額を賃貸費用として費用処理する方法を採用しています。 なお、インフラ資産等の取得に伴い、譲渡人等に支払う固定資産税等の精算金（いわゆる、「固定資産税等相当額」）は賃貸費用として計上せず、当該インフラ資産等の取得価格に算入しています。 当期においてインフラ資産等の取得原価に算入した固定資産税等相当額は1,323千円です。
４．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金及び随時引き出し可能な預金、並びに容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっています。
５．ヘッジ会計の方法	（１）ヘッジ会計の方法 特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。 （２）ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段　金利スワップ取引 ヘッジ対象　借入金金利 （３）ヘッジ方針 本投資法人はリスク管理規程に基づき投資法人規約に規定するリスクをヘッジする目的でデリバティブ取引を行っています。 （４）ヘッジの有効性評価の方法 金利スワップは特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価は省略しています。

６．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	不動産等を信託財産とする信託受益権に関する会計処理 保有する再生可能エネルギー発電設備等を信託財産とする信託受益権については、信託財産内の全ての資産及び負債勘定並びに信託財産に生じた全ての収益及び費用勘定について、貸借対照表及び損益計算書の当該勘定科目に計上しています。 なお、該当勘定科目に計上した信託財産のうち重要性がある下記勘定科目については、貸借対照表において区分掲記しています。 信託構築物、信託機械及び装置、信託工具、器具及び備品、信託土地、信託建設仮勘定

（追加情報）
（一時差異等調整引当額の引当て及び戻入れに関する注記）
前期（自　2024年１月１日　至　2024年６月30日）
１．引当て及び戻入れの発生事由、発生した資産等及び引当額または戻入額

（単位：千円）

発生した資産等	引当・戻入の発生事由	一時差異等調整引当額
太陽光発電設備（主としてCS益城町発電所に係るもの）	税務上の減価償却超過額の発生	4,065

（注１）主としてCS益城町発電所において機械装置に計上したPCS６年次点検パーツに係る減価償却費について、その計算の基礎とした会計上の耐用年数と税務上の法定耐用年数との間に税会不一致が生じています。当該税会不一致による課税負担を軽減することを目的として、当期の金銭の分配に係る計算において、税会不一致相当額を一時差異等調整引当額として計上するとともに利益超過分配として分配することを予定しています。

２．戻入れの具体的な方法
本太陽光発電設備に係る税務上の法定耐用年数が経過した後、税会不一致が解消した時点で戻し入れる予定です。

当期（自　2024年７月１日　至　2024年12月31日）
１．引当て及び戻入れの発生事由、発生した資産等及び引当額または戻入額

（単位：千円）

発生した資産等	引当・戻入の発生事由	一時差異等調整引当額
太陽光発電設備（主としてCS益城町発電所に係るもの）	税務上の減価償却超過額の発生	3,959

（注１）主としてCS益城町発電所において機械装置に計上したPCS６年次点検パーツに係る減価償却費について、その計算の基礎とした会計上の耐用年数と税務上の法定耐用年数との間に税会不一致が生じています。当該税会不一致による課税負担を軽減することを目的として、当期の金銭の分配に係る計算において、税会不一致相当額を一時差異等調整引当額として計上するとともに利益超過分配として分配することを予定しています。

２．戻入れの具体的な方法
本太陽光発電設備に係る税務上の法定耐用年数が経過した後、税会不一致が解消した時点で戻し入れる予定です。

（８）財務諸表に関する注記

［貸借対照表に関する注記］

※１　投信法第67条第４項に定める最低純資産額

（単位：千円）

	前 期 （2024年６月30日）	当 期 （2024年12月31日）
	50,000	50,000

※２　一時差異等調整引当額

前期（ご参考）（2024年６月30日）

（１）引当て・戻入れの発生事由、発生した資産等及び引当額・戻入額

（単位：千円）

発生した資産等	発生した事由	当初発生額	当期首残高	当期引当額	当期 戻入額	当期末残高	戻入れの事由
太陽光発電設備等（主としてCS益城町発電所に係るもの）	税務上の減価償却超過額の発生	1,807	－	1,807	－	1,807	－

（２）戻入れの具体的な方法

項目	戻入れの具体的な方法
太陽光発電設備等 （主としてCS益城町発電所に係るもの）	本太陽光発電設備に係る税務上の法定耐用年数が経過した後、税会不一致が解消した時点で戻入れる予定です。

当期（2024年12月31日）

（１）引当て・戻入れの発生事由、発生した資産等及び引当額・戻入額

（単位：千円）

発生した資産等	発生した事由	当初発生額	当期首残高	当期引当額	当期 戻入額	当期末残高	戻入れの事由
太陽光発電設備等（主としてCS益城町発電所に係るもの）	税務上の減価償却超過額の発生	5,872	1,807	4,065	－	5,872	－

（２）戻入れの具体的な方法

項目	戻入れの具体的な方法
太陽光発電設備等 （主としてCS益城町発電所に係るもの）	本太陽光発電設備に係る税務上の法定耐用年数が経過した後、税会不一致が解消した時点で戻入れる予定です。

※３　自己投資口の消却の状況

	前期 2024年６月30日	当期 2024年12月31日
総消却口数	－	11,757口
消却総額	－	999,980千円

［損益計算書に関する注記］
※１ 再生可能エネルギー発電設備等賃貸事業損益の内訳

（単位：千円）

	前 期 （自 2024年１月１日 至 2024年６月30日）	当 期 （自 2024年７月１日 至 2024年12月31日）
A.再生可能エネルギー発電設備等賃貸事業収益		
再生可能エネルギー発電設備等の賃貸収入		
（基本賃料）	3,121,911	3,121,388
（実績連動賃料）	1,245,331	1,333,788
（付帯収入）	383	37
再生可能エネルギー発電設備等賃貸事業収益合計	4,367,626	4,455,214
B.再生可能エネルギー発電設備等賃貸事業費用		
再生可能エネルギー発電設備等の賃貸費用		
（管理委託費）	296,807	301,104
（修繕費）	58,810	56,684
（公租公課）	221,849	221,849
（水道光熱費）	5,480	5,811
（保険料）	64,339	65,756
（減価償却費）	1,729,608	1,733,175
（支払地代）	96,277	96,407
（信託報酬）	10,188	10,188
再生可能エネルギー発電設備等賃貸事業費用合計	2,483,360	2,490,977
C.再生可能エネルギー発電設備等賃貸事業損益 （A-B）	1,884,266	1,964,236

［投資主資本等変動計算書に関する注記］
※１ 発行可能投資口総口数及び発行済投資口の総口数

	前期 自 2024年１月１日 至 2024年６月30日	当期 自 2024年７月１日 至 2024年12月31日
発行可能投資口総口数	10,000,000口	10,000,000口
発行済投資口の総口数	451,756口	439,999口

［キャッシュ・フロー計算書に関する注記］
※１ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

（単位:千円）

	前期 自 2024年１月１日 至 2024年６月30日	当期 自 2024年７月１日 至 2024年12月31日
現金及び預金	6,081,866	5,241,482
預入期間が３か月を超える定期預金	-	-
現金及び現金同等物	6,081,866	5,241,482

［金融商品に関する注記］
１．金融商品の状況に関する事項
（１）金融商品に対する取組方針
本投資法人では、新たな運用資産の取得及び借入金の返済に充当する資金を、金融機関からの借入れ、投資法人債の発行、又は投資口の発行等により調達を行います。中長期的な収益の維持及び向上並びに運用資産の規模と価値の成長を実現するために、安定的かつ健全な財務運営を構築することを基本方針とします。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制
長期借入金は、運用資産の取得に係る資金調達であり、金利変動リスクや流動性リスク等に晒されていますが、借入期間及び金利形態のバランス、並びに借入先の分散を図るとともに、有利子負債比率の上限を原則60％にする等、各種指標を適切に管理することにより、当該リスクを軽減しています。さらに、変動金利の上昇リスクを回避し支払利息の固定化を進めるために、デリバティブ取引（金利スワップ取引等）をヘッジ手段として利用できることとしています。

（３）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等を用いた場合、当該価額が異なる場合もあります。

２．金融商品の時価等に関する事項
2024年６月30日現在における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。
なお、「現金及び預金」及び「営業未収入金」は、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しています。さらに、「長期預金」、「差入保証金」は重要性が乏しいため、注記を省略しています。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）１年内償還予定の投資法人債	1,100,000	1,098,570	△ 1,430
（２）１年内返済予定の長期借入金	2,881,493	2,882,621	1,127
（３）長期借入金	37,397,078	37,548,290	151,212
（４）投資法人債	3,800,000	3,773,020	△ 26,980
負債合計	45,178,572	45,302,502	123,930
（５）デリバティブ取引	－	－	－

（注１）金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項
負債
（１）１年内償還予定の投資法人債　（４）投資法人債
時価については、市場価格に基づき算定する方法によっています。
（２）１年内返済予定の長期借入金　（３）長期借入金
変動金利による長期借入金は、金利が一定期間毎に更改される条件で借入れを行っているため、時価は帳簿価額と近似していると考えられることから、当該帳簿価額によっています。なお、変動金利による長期借入金で金利スワップの特例処理の対象としているものは（後記「デリバティブ取引に関する注記」参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入れを行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっています。
（５）デリバティブ取引
後記「デリバティブ取引に関する注記」をご参照ください。

2024年12月31日現在における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。
なお、「現金及び預金」及び「営業未収入金」は、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しています。さらに、「長期預金」、「差入保証金」は重要性が乏しいため、注記を省略しています。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）１年内返済予定の長期借入金	2,935,268	2,937,245	1,977
（２）長期借入金	35,940,736	36,131,622	190,886
（３）投資法人債	5,200,000	5,164,260	△35,740
負債合計	44,076,005	44,233,128	157,123
（４）デリバティブ取引	－	－	－

（注１）金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項
負債
（１）１年内返済予定の長期借入金　（２）長期借入金
変動金利による長期借入金は、金利が一定期間毎に更改される条件で借入れを行っているため、時価は帳簿価額と近似していると考えられることから、当該帳簿価額によっています。なお、変動金利による長期借入金で金利スワップの特例処理の対象としているものは（後記「デリバティブ取引に関する注記」参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入れを行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっています。
（３）投資法人債
時価については、市場価格に基づき算定する方法によっています。
（４）デリバティブ取引
後記「デリバティブ取引に関する注記」をご参照ください。

（注２）長期借入金及び投資法人債の決算日（2024年６月30日）後の返済予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
長期借入金	2,881,493	2,908,132	2,916,358	9,855,766	5,444,671	16,272,149
投資法人債	1,100,000	3,800,000	-	-	-	-
合計	3,981,493	6,708,132	2,916,358	9,855,766	5,444,671	16,272,149

長期借入金及び投資法人債の決算日（2024年12月31日）後の返済予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
長期借入金	2,935,268	2,882,405	10,249,481	5,669,200	1,650,034	15,489,613
投資法人債	-	3,800,000	-	-	1,400,000	-
合計	2,935,268	6,682,405	10,249,481	5,669,200	3,050,034	15,489,613

［デリバティブ取引に関する注記］
１.ヘッジ会計が適用されていないもの
前期（2024年６月30日）及び当期（2024年12月31日）において、該当事項はありません。

２.ヘッジ会計が適用されているもの
前期（2024年６月30日）

（単位：千円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約金額等	うち１年超	時価	当該時価の算定方法
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	34,827,457	32,283,262	（注）	-

（注）金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている１年内返済予定の長期借入金及び長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、［金融商品に関する注記］「２．金融商品の時価等に関する事項」における（２）１年内返済予定の長期借入金（３）長期借入金の時価」に含めて記載しています。

当期（2024年12月31日）

（単位：千円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約金額等		時価	当該時価の算定方法
				うち１年超		
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	33,579,958	30,977,201	（注）	－

（注）金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている１年内返済予定の長期借入金及び長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、［金融商品に関する注記］「２．金融商品の時価等に関する事項」における（１）１年内返済予定の長期借入金（２）長期借入金の時価に含めて記載しています。

［税効果会計に関する注記］

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

（単位：千円）

	前期 2024年６月30日	当期 2024年12月31日
繰延税金資産		
未払事業税損金不算入額	12	19
減価償却超過額	1,917	3,218
繰延税金資産小計	1,929	3,238
評価性引当額	△1,917	△ 3,218
繰延税金資産合計	12	19
繰延税金資産の純額	12	19

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前期 2024年６月30日	当期 2024年12月31日
法定実効税率	31.46%	31.46%
（調整）		
支払分配金の損金算入額	△31.54%	△31.52%
その他	0.14%	0.13%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.06%	0.07%

［賃貸等不動産に関する注記］

本投資法人は、再生可能エネルギー発電設備等を保有しています。これらの貸借対照表計上額、期中増減額及び期末評価額は、以下のとおりです。

（単位：千円）

		前期 自 2024年１月１日 至 2024年６月30日	当期 自 2024年７月１日 至 2024年12月31日
貸借対照表計上額（注２）			
	期首残高	85,395,621	83,696,209
	期中増減額（注３）	△1,699,411	△1,340,995
	期末残高	83,696,209	82,355,214
期末評価額（注４）		87,080,000	85,543,500

（注１）本投資法人の保有している不動産は、再生可能エネルギー発電設備の用に供する不動産であるため、貸借対照表計上額及び期末評価額については、再生可能エネルギー発電設備及び不動産の一体の金額を記載しています。
（注２）貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。
（注３）賃貸等不動産の期中増減額のうち、前期の主要な増加理由は、太陽光発電設備の資本的支出（30,197千円）によるものであり、主要な減少理由は減価償却費（1,729,608千円）の計上によるものです。
当期の主要な増加理由は、太陽光発電設備１発電所（340,824千円）の取得によるものであり、主要な減少理由は減価償却費（1,733,175千円）の計上によるものです。
（注４）期末評価額は、S-01からS-18までの発電所については、PwCサステナビリティ合同会社より取得した2024年６月30日及び2024年12月31日を価格時点とするバリュエーションレポートに記載されたレンジによる評価額から、本投資法人が投資法人規約第41条第１項に従い算出した中間値の合計額を記載しております。またS-19からS-30までの発電所の再エネ発電設備については、クロール株式会社より取得した、2024年６月30日及び2024年12月31日を価格時点とするバリュエーションレポートに中間値として記載された評価額の合計額を算出しています。S-31発電所は、一般財団法人日本不動産研究所より取得した2024年６月30日及び2024年12月31日を価格時点とするバリュエーションレポートに記載されたレンジによる評価額から、本投資法人が投資法人規約第41条第1項に従い算出した中間値の合計額を記載しております。S-32発電所は、一般財団法人日本不動産研究所より取得した2024年12月31日を価格時点とするバリュエーションレポートに記載されたレンジによる評価額から、本投資法人が投資法人規約第41条第1項に従い算出した中間値の合計額を記載しております。

なお、再生可能エネルギー発電設備等に関する2024年６月期（第14期）及び2024年12月期（第15期）における損益は、前記「損益計算書に関する注記」に記載のとおりです。

［セグメント情報等に関する注記］

１．セグメント情報

本投資法人の事業は、再生可能エネルギー発電設備等賃貸事業の単一事業であるため、記載を省略しています。

２．関連情報

前期（自　2024年１月１日　至　2024年６月30日）

（１）製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90％を超えるため記載を省略しています。

（２）地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90％を超えるため記載を省略しています。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90％を超えるため記載を省略しています。

（３）主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
ティーダ・パワー01合同会社	4,357,765	再生可能エネルギー発電設備等賃貸事業

当期（自　2024年７月１日　至　2024年12月31日）

（１）製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90％を超えるため記載を省略しています。

（２）地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90％を超えるため記載を省略しています。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90％を超えるため記載を省略しています。

（３）主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
ティーダ・パワー01合同会社	4,442,466	再生可能エネルギー発電設備等賃貸事業

［１口当たり情報に関する注記］

	前期 自　2024年１月１日 至　2024年６月30日	当期 自　2024年７月１日 至　2024年12月31日
１口当たり純資産額	102,543円	102,436円
１口当たり当期純利益	3,012円	3,256円

（注１）　１口当たり当期純利益は、当期純利益を日数加重平均投資口数で除することにより算定しています。潜在投資口調整後１口当たり当期純利益については、潜在投資口がないため記載していません。
（注２）　１口当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前期 自　2024年１月１日 至　2024年６月30日	当期 自　2024年７月１日 至　2024年12月31日
当期純利益（千円）	1,361,037	1,452,529
普通投資主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通投資口に係る当期純利益（千円）	1,361,037	1,452,529
期中平均投資口数（口）	451,756	445,973

［重要な後発事象に関する注記］

（ⅰ）資金の借入れ

本投資法人は、2025年１月29日付で、以下のとおり、資金の借入れを行いました。本借入れにおける借入金は、下記「（ⅱ）資産の取得」に記載の取得資産の取得資金及び関連する諸費用の一部に充当しています。

区分 （注１）	借入先	借入金額	利率 （注２）	借入 実行日	借入方法	返済 期限	返済方法 （注３）	担保・ 保証 （注４）
長期	株式会社三菱ＵＦＪ銀行をアレンジャーとする協調融資団	4,300 百万円 （注５）	基準金利に0.45%を加えた利率 （注６）	2025年 １月 29日	左記借入先を貸付人とする2025年１月24日付の個別貸付契約に基づく借入れ	借入実行日より５年後の応当日	一部分割返済 （注５）	無担保 無保証

（注１）「長期」とは借入実行日から返済期限までの期間が１年超である借入れをいいます。
（注２）上記借入先に支払われる融資手数料等は含まれていません。
（注３）上記借入実行後返済期限までの間に、本投資法人が事前に書面で通知する等、一定の条件が成就した場合、本投資法人は、借入金の一部又は全部を期限前弁済することができます。
（注４）本借入れには、借入れの条件として、本投資法人の各決算日を基準として、本投資法人の運用資産の資産価値の総額に占める有利子負債総額の割合や負債比率（D/E比率）や元利金支払能力を判定する指標（DSCR）を維持する財務制限条項が設けられており、財務制限条項に２期連続して抵触した場合又は期限の利益喪失事由が発生した場合には、担保設定を求められる可能性があります。
（注５）2025年６月30日を初回として、以降毎年６月及び12月の各末日（同日が営業日でない場合は翌営業日とし、当該日が翌月となる場合には直前の営業日とします。）に元本の一部を返済し、残元本を返済期限に一括して返済する借入れ（バルーン付アモチ型の借入れ）です。なお、2025年６月30日の元本返済割合は、3.84549%の予定です。
（注６）利払日に支払う利息の計算期間に適用する基準金利は、初回は借入実行日の２営業日前の日、その後は各利払日の直前の利払日のそれぞれ２営業日前の時点における一般社団法人全銀協TIBOR運営機関が公表する利息計算期間（初回及び最終回を除き３か月とされています。）に対応する期間の日本円TIBOR（Tokyo Interbank Offered Rate）となります。かかる基準金利は、利払日毎に見直されます。ただし、利息計算期間に対応するレートが存在しない場合は、契約書に定められた方法に基づき算定される当該期間に対応する基準金利となります。基準金利である全国銀行協会の日本円TIBORの変動については、一般社団法人全銀協TIBOR運営機関のホームページ（https://www.jbatibor.or.jp/rate/）でご確認ください。

（ⅱ）資産の取得

本投資法人は、規約に定める資産運用の基本方針に基づき、2025年１月24日開催の役員会において、借入れを原資とした以下の資産の取得を決議し、2025年１月29日に取得しました。

物件番号 （注１）	物件名称	所在地 （注２）	取得価格 （百万円）	取得先
S-33	CS広島市鈴張 発電所	広島県 広島市	3,980	エラブルインフラファンド合同会社

（注１）「物件番号」は、再エネ発電設備等の分類に応じて、物件ごとに番号を付したものであり、Sは太陽光発電設備等を表します。
（注２）「所在地」は、太陽光発電設備が設置されている土地（複数ある場合にはそのうちの一つ）の登記簿上の記載に基づいて記載しています。ただし、市又は郡までの記載をしています。

（ⅲ）自己投資口の取得の決定

本投資法人は、2025年２月14日開催の役員会において、投信法第80条の５第２項の規定により読み替えて適用される同法第80条の２の規定に基づき、以下のとおり自己投資口取得に係る事項について決定しました。なお、取得した全ての投資口については、2025年６月期中に消却することを予定しています。

（１）自己投資口の取得を行う理由

本投資法人の投資口価格の水準、手元資金の状況、財務状況及びマーケット環境等を総合的に勘案し、自己投資口の取得及び消却により資本効率の向上と投資主還元を行うことが、中長期的な投資主価値の向上につながると判断し、自己投資口の取得を決定しました。

（２）取得に係る事項の内容

取得し得る投資口の総数	12,000口（上限）
投資口の取得価額の総額	800百万円（上限）
取得期間	2025年２月17日～2025年５月30日
取得方法	証券会社との自己投資口取得に係る取引一任契約に基づく東京証券取引所における市場買付け

（開示の省略）

リース取引に関する注記事項、有価証券に関する注記事項、持分法損益等に関する注記事項、退職給付に関する注記事項、収益認識に関する注記事項、関連当事者との取引に関する注記事項及び資産除去債務に関する注記事項については、決算短信における開示の必要性が大きくないと考えられるため開示を省略しています。

（９）発行済投資口の総口数の増減

本投資法人設立以降の発行済投資口の総口数及び出資総額の増減は、以下のとおりです。

年月日	摘要	発行済投資口の総口数（口）		出資総額（純額）（注１）（百万円）		備考
		増減	残高	増減	残高	
2017年5月18日	私募設立	1,500	1,500	150	150	（注２）
2017年10月27日	公募増資	177,800	179,300	16,891	17,041	（注３）
2017年11月28日	第三者割当増資	2,890	182,190	274	17,315	（注４）
2018年９月５日	公募増資	46,667	228,857	4,509	21,824	（注５）
2018年９月14日	利益を超える金銭の分配（出資の払戻し）	－	228,857	△147	21,677	（注６）
2018年10月４日	第三者割当増資	2,333	231,190	225	21,902	（注７）
2019年３月14日	利益を超える金銭の分配（出資の払戻し）	－	231,190	△420	21,482	（注８）
2019年９月17日	利益を超える金銭の分配（出資の払戻し）	－	231,190	△133	21,349	（注９）

年月日	摘要	発行済投資口の総口数（口）		出資総額（純額）（注１）（百万円）		備考
		増減	残高	増減	残高	
2020年３月17日	利益を超える金銭の分配（出資の払戻し）	－	231,190	△309	21,039	（注10）
2020年９月15日	利益を超える金銭の分配（出資の払戻し）	－	231,190	△163	20,876	（注11）
2021年３月５日	公募増資	151,500	382,690	18,106	38,982	（注12）
2021年３月16日	利益を超える金銭の分配（出資の払戻し）	－	382,690	△138	38,843	（注13）
2021年４月７日	第三者割当増資	3,966	386,656	474	39,317	（注14）
2021年９月15日	利益を超える金銭の分配（出資の払戻し）	－	386,656	△357	38,960	（注15）
2022年３月15日	利益を超える金銭の分配（出資の払戻し）	－	386,656	△327	38,632	（注16）
2023年３月14日	利益を超える金銭の分配（出資の払戻し）	－	386,656	△236	38,396	（注17）
2023年７月18日	公募増資	62,000	448,656	6,973	45,369	（注18）
2023年８月10日	第三者割当増資	3,100	451,756	348	45,718	（注19）
2023年９月15日	利益を超える金銭の分配（出資の払戻し）	－	451,756	△446	45,271	（注20）
2024年３月15日	利益を超える金銭の分配（出資の払戻し）	－	451,756	△308	44,963	（注21）
2024年9月13日	利益を超える金銭の分配（出資の払戻し）	－	451,756	△344	44,619	（注22）
2024年12月26日	消却	△11,757	439,999	△999	43,619	（注23）

（注１）出資総額から出資総額控除額を差し引いた金額を記載しています。
（注２）本投資法人の設立に際して、１口当たり発行価格100,000円で投資口を発行しました。設立時における投資口の引受けの申込者は、カナディアン・ソーラー・プロジェクト株式会社です。
（注３）１口当たり発行価格100,000円（発行価額95,000円）で、特定資産の取得資金の調達等を目的とする公募新投資口を発行しました。
（注４）１口当たり発行価額95,000円で、特定資産の取得資金の一部又は借入金の返済資金の一部に充当する目的で、みずほ証券株式会社を割当先とする第三者割当による新投資口の発行を行いました。
（注５）１口当たり発行価格102,180円（発行価額96,625円）で、特定資産の取得資金の調達等を目的とする公募新投資口を発行しました。
（注６）2018年８月14日開催の本投資法人役員会において、第２期（2018年６月期）に係る金銭の分配として、１口当たり808円の利益を超える金銭の分配（税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻し）を行うことを決議し、2018年９月14日よりその支払を開始しました。
（注７）１口当たり発行価額96,625円で、特定資産の取得資金の一部又は借入金の返済資金の一部に充当する目的で、みずほ証券株式会社を割当先とする第三者割当による新投資口の発行を行いました。
（注８）2019年２月15日開催の本投資法人役員会において、第３期（2018年12月期）に係る金銭の分配として、１口当たり1,817円の利益を超える金銭の分配（税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻し）を行うことを決議し、2019年３月14日よりその支払を開始しました。
（注９）2019年８月13日開催の本投資法人役員会において、第４期（2019年６月期）に係る金銭の分配として、１口当たり577円の利益を超える金銭の分配（税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻し）を行うことを決議し、2019年９月17日よりその支払を開

始しました。
（注10）2020年２月13日開催の本投資法人役員会において、第５期（2019年12月期）に係る金銭の分配として、１口当たり1,340円の利益を超える金銭の分配（税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻し）を行うことを決議し、2020年３月17日よりその支払を開始しました。
（注11）2020年８月14日開催の本投資法人役員会において、第６期（2020年６月期）に係る金銭の分配として、１口当たり708円の利益を超える金銭の分配（税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻し）を行うことを決議し、2020年９月15日よりその支払を開始しました。
（注12）１口当たり発行価格125,115円（発行価額119,517円）で、特定資産の取得資金の調達等を目的とする公募新投資口を発行しました。
（注13）2021年２月17日開催の本投資法人役員会において、第７期（2020年12月期）に係る金銭の分配として、１口当たり601円の利益を超える金銭の分配（税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻し）を行うことを決議し、2021年３月16日よりその支払を開始しました。
（注14）１口当たり発行価額119,517円で、特定資産の取得資金の一部又は借入金の返済資金の一部に充当する目的で、みずほ証券株式会社を割当先とする第三者割当による新投資口の発行を行いました。
（注15）2021年８月13日開催の本投資法人役員会において、第８期（2021年６月期）に係る金銭の分配として、１口当たり924円の利益を超える金銭の分配（税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻し）を行うことを決議し、2021年９月15日よりその支払を開始しました。
（注16）2022年２月14日開催の本投資法人役員会において、第９期（2021年12月期）に係る金銭の分配として、１口当たり848円の利益を超える金銭の分配（税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻し）を行うことを決議し、2022年３月15日よりその支払を開始しました。
（注17）2023年２月15日開催の本投資法人役員会において、第11期（2022年12月期）に係る金銭の分配として、１口当たり612円の利益を超える金銭の分配（税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻し）を行うことを決議し、2023年３月14日よりその支払を開始しました。
（注18）１口当たり発行価格117,292円（発行価額112,480円）で、特定資産の取得資金の調達等を目的とする公募新投資口を発行しました。
（注19）１口当たり発行価額112,480円で、特定資産の取得資金の一部又は借入金の返済資金の一部に充当する目的で、みずほ証券株式会社を割当先とする第三者割当による新投資口の発行を行いました。
（注20）2023年８月17日開催の本投資法人役員会において、第12期（2023年６月期）に係る金銭の分配として、１口当たり1,155円の利益を超える金銭の分配（税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻し）を行うことを決議し、2023年９月15日よりその支払を開始しました。
（注21）2024年２月15日開催の本投資法人役員会において、第13期（2023年12月期）に係る金銭の分配として、１口当たり683円の利益を超える金銭の分配（税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻し）を行うことを決議し、2024年３月15日よりその支払を開始しました。
（注22）2024年8月16日開催の本投資法人役員会において、第14期（2024年6月期）に係る金銭の分配として、１口当たり762円の利益を超える金銭の分配（税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻し）を行うことを決議し、2024年9月13日よりその支払を開始しました。
（注23）2024年8月19日から2024年11月14日にかけて、証券会社との自己の投資口の取得に関わる取引一任勘定取引契約（継続買付け型）を締結した上で、当該契約に基づき当該証券会社との間で自己投資口取得に係る個別契約を締結し、当該個別契約に基づく東京証券取引所における市場買付けにより、自己投資口の取得を行いました。取得した自己投資口（11,757口）については、2024年12月19日に開催された本投資法人の役員会における決議に基づき、その全てを2024年12月26日に消却しました。

３．参考情報

（１）投資状況

（2024年12月31日現在）

資産の種類	地域等による区分 （注１）	保有総額 （注２）（千円）	資産総額に対する比率 （注３）（%）
再生可能エネルギー発電設備	北海道・東北地方	808,982	0.9
	関東地方	2,098,579	2.3
	東海地方	4,652,226	5.2
	中国・四国地方	8,190,252	9.1
	九州地方	17,349,893	19.3
小計		33,099,934	36.9
不動産	北海道・東北地方	48,970	0.1
	関東地方	750,338	0.8
	東海地方	63,309	0.1
	中国・四国地方	625,679	0.7
	九州地方	3,184,875	3.5
小計		4,673,173	5.2
借地権	北海道・東北地方	112,698	0.1
	関東地方	146,493	0.2
	東海地方	332,421	0.4
	中国・四国地方	95,239	0.1
	九州地方	799,838	0.9
小計		1,486,690	1.7
信託再生可能エネルギー発電設備	北海道・東北地方	6,143,617	6.8
	関東地方	4,933,192	5.5
	中国・四国地方	1,218,922	1.4
	九州地方	23,851,058	26.6
小計		36,146,790	40.2
信託不動産	北海道・東北地方	116,748	0.1
	関東地方	635,595	0.7
	九州地方	6,196,281	6.9
小計		6,948,625	7.7
再生可能エネルギー発電設備等	北海道・東北地方	7,231,016	8.1
	関東地方	8,564,199	9.5
	東海地方	5,047,957	5.6
	中国・四国地方	10,130,093	11.3
	九州地方	51,381,947	57.2
小計		82,355,214	91.7
再生可能エネルギー発電設備等合計		82,355,214	91.7

	金額（千円）	資産総額に対する比率（注３）（％）
預金・その他資産	7,458,221	8.3
資産総額（注２）	89,813,436	100.0
負債総額	44,741,613	49.8
純資産総額	45,071,822	50.2

（注１）地域等による区分の「北海道・東北地方」は、北海道、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、福島県及び山形県を指します。「関東地方」は、茨城県、栃木県、群馬県、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、山梨県、長野県及び新潟県を指します。「東海地方」は、静岡県、愛知県、岐阜県、三重県、富山県、石川県及び福井県を指します。「中国・四国地方」は、岡山県、広島県、山口県、鳥取県、島根県、香川県、高知県、徳島県及び愛媛県を指します。「九州地方」は、福岡県、大分県、宮崎県、鹿児島県、熊本県、長崎県、佐賀県及び沖縄県を指します。以下同じです。
（注２）2024年12月31日現在の貸借対照表計上額を記載しています。
（注３）小数第２位を四捨五入して記載しています。

（２）投資資産
①投資有価証券の主要銘柄
該当事項はありません。

②投資不動産物件
該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの
a.再生可能エネルギー発電設備等の概要
2024年12月31日現在における本投資法人の保有する再生可能エネルギー発電設備等の概要は以下のとおりです。

物件番号	分類	物件名称	所在地	敷地面積（㎡）	調達価格（円/kWh）	認定日	調達期間満了日
S-01	太陽光発電設備等	CS志布志市発電所	鹿児島県志布志市	19,861	40	2013年２月26日	2034年９月16日
S-02	太陽光発電設備等	CS伊佐市発電所	鹿児島県伊佐市	22,223	40	2013年２月26日	2035年６月８日
S-03	太陽光発電設備等	CS笠間市発電所	茨城県笠間市	42,666（注１）	40	2013年１月25日	2035年６月25日
S-04	太陽光発電設備等	CS伊佐市第二発電所	鹿児島県伊佐市	31,818	36	2013年10月２日	2035年６月28日
S-05	太陽光発電設備等	CS湧水町発電所	鹿児島県姶良郡湧水町	25,274	36	2014年３月14日	2035年８月20日
S-06	太陽光発電設備等	CS伊佐市第三発電所	鹿児島県伊佐市	40,736	40	2013年２月26日	2035年９月15日
S-07	太陽光発電設備等	CS笠間市第二発電所	茨城県笠間市	53,275	40	2013年１月25日	2035年９月23日
S-08	太陽光発電設備等	CS日出町発電所	大分県速見郡日出町	30,246	36	2013年７月16日	2035年10月12日
S-09	太陽光発電設備等	CS芦北町発電所	熊本県葦北郡芦北町	45,740	40	2013年２月26日	2035年12月10日
S-10	太陽光発電設備等	CS南島原市発電所（東）、同発電所（西）	長崎県南島原市	56,066	40	2013年２月26日（東） 2013年２月26日（西）	2035年12月24日（東） 2036年１月28日（西）
S-11	太陽光発電設備等	CS皆野町発電所	埼玉県秩父郡皆野町	44,904	32	2014年12月11日	2036年12月６日
S-12	太陽光発電設備等	CS函南町発電所	静岡県田方郡函南町	41,339	36	2014年３月31日	2037年３月２日
S-13	太陽光発電設備等	CS益城町発電所	熊本県上益城郡益城町	638,552（注２）	36	2013年10月24日	2037年６月１日
S-14	太陽光発電設備等	CS郡山市発電所	福島県郡山市	30,376（注１）	32	2015年２月27日	2036年９月15日
S-15	太陽光発電設備等	CS津山市発電所	岡山県津山市	31,059	32	2014年９月26日	2037年６月29日
S-16	太陽光発電設備等	CS恵那市発電所	岐阜県恵那市	37,373	32	2015年２月24日	2037年９月12日
S-17	太陽光発電設備等	CS大山町発電所（A）、同発電所（B）	鳥取県西伯郡大山町	452,760（注３）	40	2013年２月22日（A） 2013年２月28日（B）	2037年８月９日

物件番号	分類	物件名称	所在地	敷地面積（㎡）	調達価格（円/kWh）	認定日	調達期間満了日
S-18	太陽光発電設備等	CS高山市発電所	岐阜県高山市	16,278（注１）	32	2015年１月30日	2037年10月９日
S-19	太陽光発電設備等	CS美里町発電所	埼玉県児玉郡美里町	25,315	32	2015年１月６日	2037年３月26日
S-20	太陽光発電設備等	CS丸森町発電所	宮城県伊具郡丸森町	65,306（注４）	36	2014年２月28日	2038年７月12日
S-21	太陽光発電設備等	CS伊豆市発電所	静岡県伊豆市	337,160	36	2014年３月31日	2038年11月29日
S-22	太陽光発電設備等	CS石狩新篠津村発電所	北海道石狩郡新篠津村	42,977	24	2016年11月18日	2039年７月15日
S-23	太陽光発電設備等	CS大崎市化女沼発電所	宮城県大崎市	26,051	21	2018年３月27日	2039年７月21日
S-24	太陽光発電設備等	CS日出町第二発電所	大分県速見郡日出町	1,551,086（注５）	40	2013年３月15日	2039年10月30日
S-25	太陽光発電設備等	CS大河原町発電所	宮城県柴田郡大河原町	123,624（注６）	32	2015年２月９日	2040年３月19日
S-26	太陽光発電設備等	CS福山市発電所	広島県福山市	90,794	40	2013年２月22日	2040年10月15日
S-27	太陽光発電設備等	CS七ヶ宿町発電所	宮城県刈田郡七ヶ宿町	143,369（注７）	36	2014年３月13日	2040年３月30日
S-28	太陽光発電設備等	CS嘉麻市発電所	福岡県嘉麻市	35,352	36	2014年３月12日	2037年３月30日
S-29	太陽光発電設備等	CSみやこ町犀川発電所	福岡県京都郡みやこ町	407,762	36	(1)2014年３月17日 (2)2014年３月17日 (3)2014年３月17日 (4)2014年３月17日 (5)2014年２月14日 (6)2014年２月14日	2040年３月30日
S-30	太陽光発電設備等	CS笠間市第三発電所	茨城県笠間市	291,147（注８）	32	2014年４月30日	2040年９月29日
S-31	太陽光発電設備等	CS山口市発電所	山口県山口市	10,065	18	2019年３月20日	2042年２月２日
S-32	太陽光発電設備等	CS佐倉市発電所	千葉県佐倉市	29,465	21	2018年２月13日	2041年２月11日

（注１）当該面積は、発電所事業用地において、所有権用地面積のみ対象としており、地役権用地面積は、含まれていません。
（注２）当該面積は、発電所事業用地及び自営線用地において、所有権用地面積のみ対象としており、地役権用地面積は、含まれていません。
（注３）当該面積は、発電所事業用地及び自営線用地において、地上権用地面積のみ対象としており、借地権用地面積及び地役権用地面積は含まれていません。
（注４）当該面積は、発電所事業用地、自営線用地及びアクセス道路において、地上権用地面積のみ対象としており、地役権用地面積は含まれていません。
（注５）当該面積は、発電所事業用地、自営線用地及びアクセス道路において、所有権用地面積及び賃借権用地面積のみ対象としており、地役権用地面積は含まれていません。
（注６）当該面積は、発電所事業用地、自営線用地及びアクセス道路において、地上権用地面積及び賃借権用地面積のみを対象としており、地役権用地面積は含まれていません。
（注７）当該面積は、発電所事業用地において、地上権用地面積のみを対象としており、地役権用地面積は、含まれていません。
（注８）本物件の発電事業用地には、一筆の土地の一部について地上権が設定されている土地がありますが、当該土地の面積については、一筆全体の登記簿上の面積を基にして記載しています。

物件番号	物件名称	認定事業者等の名称	特定契約の相手方の名称	取得価格（百万円）（注１）（注５）	期末評価価値（百万円）（注２）	インフラ資産等の資産の価値の評価に関する事項（百万円）（注３）（上段：設備）（下段：不動産）	当期末帳簿価額（百万円）（注４）
S-01	CS志布志市発電所	ティーダ・パワー01合同会社	九州電力株式会社	540	403	276 127	419
S-02	CS伊佐市発電所	ティーダ・パワー01合同会社	九州電力株式会社	372	260	244 15	272
S-03	CS笠間市発電所	ティーダ・パワー01合同会社	東京電力エナジーパートナー株式会社	907	756	551 205	721
S-04	CS伊佐市第二発電所	ティーダ・パワー01合同会社	九州電力株式会社	778	538	510 27	560
S-05	CS湧水町発電所	ティーダ・パワー01合同会社	九州電力株式会社	670	465	443 21	483
S-06	CS伊佐市第三発電所	ティーダ・パワー01合同会社	九州電力株式会社	949	675	634 40	688
S-07	CS笠間市第二発電所	ティーダ・パワー01合同会社	東京電力エナジーパートナー株式会社	850	647	612 35	611
S-08	CS日出町発電所	ティーダ・パワー01合同会社	九州電力株式会社	1,029	729	701 27	734
S-09	CS芦北町発電所	ティーダ・パワー01合同会社	九州電力株式会社	989	714	688 25	718
S-10	CS南島原市発電所（東）、同発電所（西）	ティーダ・パワー01合同会社	九州電力株式会社	1,733	1,327	1,270 56	1,264
S-11	CS皆野町発電所	ティーダ・パワー01合同会社	東京電力エナジーパートナー株式会社	1,018	849	617 232	834
S-12	CS函南町発電所	ティーダ・パワー01合同会社	東京電力エナジーパートナー株式会社	514	421	389 31	434
S-13	CS益城町発電所	ティーダ・パワー01合同会社	九州電力送配電株式会社	19,751	16,921	13,471 3,450	15,233
S-14	CS郡山市発電所	ティーダ・パワー01合同会社	東北電力株式会社	246	184	133 50	201

物件番号	物件名称	認定事業者等の名称	特定契約の相手方の名称	取得価格（百万円）（注１）（注５）	期末評価価値（百万円）（注２）	インフラ資産等の資産の価値の評価に関する事項（百万円）（注３）（上段：設備）（下段：不動産）	当期末帳簿価額（百万円）（注４）
S-15	CS津山市発電所	ティーダ・パワー01合同会社	中国電力株式会社	746	574	441 133	679
S-16	CS恵那市発電所	ティーダ・パワー01合同会社	中部電力ミライズ株式会社	757	628	597 30	582
S-17	CS大山町発電所(A)、同発電所(B)	ティーダ・パワー01合同会社	中国電力ネットワーク株式会社	10,447	8,148	7,884 264	7,901
S-18	CS高山市発電所	ティーダ・パワー01合同会社	中部電力ミライズ株式会社	326	259	202 56	289
S-19	CS美里町発電所	ティーダ・パワー01合同会社	東京電力エナジーパートナー株式会社	470	368	255 113	402
S-20	CS丸森町発電所	ティーダ・パワー01合同会社	東北電力ネットワーク株式会社	850	641	627 13	674
S-21	CS伊豆市発電所	ティーダ・パワー01合同会社	東京電力パワーグリッド株式会社	4,569	3,829	3,651 178	3,741
S-22	CS石狩新篠津村発電所	ティーダ・パワー01合同会社	北海道電力ネットワーク株式会社	680	505	447 57	616
S-23	CS大崎市化女沼発電所	ティーダ・パワー01合同会社	東北電力ネットワーク株式会社	208	161	120 40	192
S-24	CS日出町第二発電所	ティーダ・パワー01合同会社	九州電力送配電株式会社	27,851	25,391	20,541 4,850	24,703
S-25	CS大河原町発電所	ティーダ・パワー01合同会社	東北電力ネットワーク株式会社	2,745	2,481	2,445 35	2,402
S-26	CS福山市発電所	ティーダ・パワー01合同会社	中国電力株式会社	1,340	1,320	1,240 79	1,310
S-27	CS七ヶ宿町発電所	ティーダ・パワー01合同会社	東北電力ネットワーク株式会社	3,240	3,279	3,232 46	3,143

物件番号	物件名称	認定事業者等の名称	特定契約の相手方の名称	取得価格（百万円）（注１）（注５）	期末評価価値（百万円）（注２）	インフラ資産等の資産の価値の評価に関する事項（百万円）（注３）（上段：設備）（下段：不動産）	当期末帳簿価額（百万円）（注４）
S-28	CS嘉麻市発電所	ティーダ・パワー01合同会社	九州電力株式会社	586	567	545 22	657
S-29	CSみやこ町犀川発電所	ティーダ・パワー01合同会社	九州電力株式会社	5,780	5,991	4,421 1,570	5,646
S-30	CS笠間市第三発電所	ティーダ・パワー01合同会社	東京電力エナジーパートナー株式会社	5,840	5,915	5,221 694	5,656
S-31	CS山口市発電所	CS山口秋穂二島２合同会社	中国電力ネットワーク株式会社	230	249	185 63	237
S-32	CS佐倉市発電所	ティーダ・パワー01合同会社	東京電力パワーグリッド株式会社	321	346	249 96	337
合　計				97,338	85,543	72,854 12,688	82,355

（注１）「取得価格」は、取得資産に係る各発電設備等売買契約書に記載された各売買代金（消費税及び地方消費税並びに売買手数料等の諸費用を含みません。）を記載しています。

（注２）期末評価価値は、S-01からS-18までの発電所についてはPwCサステナビリティ合同会社が、S-31とS-32の発電所は、一般財団法人日本不動産研究所が算定した再生可能エネルギー発電設備の評価額（不動産、不動産の賃借権又は地上権の評価額を含みます。以下、本（注２）において同じです。）の上限額及び下限額から、本投資法人が投資法人規約第41条第１項に従い算出した中間値を記載しています。

またS-19からS-30の発電所の再生可能エネルギー発電設備の評価額については、クロール株式会社が中間値として算定した評価額を表示しています。

合計欄は投資法人が算出した中間値とバリュエーションレポートに記載された評価額の中間値を合計した数値の百万円未満を切り捨てて表示しています。したがって、各発電所の鑑定評価額の合計が合計欄記載の数値と一致しない場合があります。

（注３）インフラ資産等の資産の価値の評価に関する事項の上段には、上記（注２）の期末評価額より、S-01からS-30の発電所は、大和不動産鑑定株式会社が算出した、S-31とS-32の発電所については、一般財団法人日本不動産研究所が算定した不動産鑑定評価額を控除した想定の再生可能エネルギー発電設備の評価額を記載しており、下段には、S-01からS-30の発電所は、大和不動産鑑定株式会社が、S-31とS-32の発電所は、一般財団法人日本不動産研究所が作成した不動産鑑定評価書に記載の金額を記載しています。不動産には不動産の地上権も含みます。

（注４）当期末帳簿価額は、再生可能エネルギー発電設備の当期末帳簿価額を記載しています。

（注５）CS益城町発電所の取得価格を、2020年12月16日付で資産等譲渡契約書の契約締結日に遡って332百万円の減額処理を行っています。

b.個別再生可能エネルギー発電設備の収支状況
第15期（自　2024年７月１日　至　2024年12月31日）

（単位：千円）

物件番号	ポートフォリオ合計	S-01	S-02	S-03	S-04	S-05
物件名		CS志布志市発電所	CS伊佐市発電所	CS笠間市発電所	CS伊佐市第二発電所	CS湧水町発電所
再生可能エネルギー発電設備等の賃貸収入						
基本賃料	3,121,388	18,573	13,755	28,649	28,403	22,788
実績連動賃料	1,333,788	6,757	6,366	13,149	10,654	8,921
付帯収入	37	－	－	－	－	－
再生可能エネルギー発電設備等の賃貸収入（小計A）	4,455,214	25,330	20,121	41,798	39,058	31,709
再生可能エネルギー発電設備等の賃貸費用						
公租公課	221,849	1,017	803	1,939	1,764	1,529
（うち固定資産税等）	221,849	1,017	803	1,939	1,764	1,529
（うちその他諸税）	－	－	－	－	－	－
諸経費	535,952	3,199	3,133	5,324	5,719	5,374
（うち管理委託料）	301,104	1,774	1,610	3,046	2,921	2,988
（うち修繕費）	56,684	658	121	984	－	－
（うち水道光熱費）	5,811	－	－	－	－	－
（うち保険料）	65,756	766	604	1,294	1,207	1,122
（うち支払地代）	96,407	－	797	－	1,590	1,263
（うち信託報酬）	10,188	－	－	－	－	－
（うちその他賃貸費用）	－	－	－	－	－	－
減価償却費	1,733,175	9,549	7,925	14,956	16,550	14,364
（うち構築物）	22,116	468	256	345	306	605
（うち機械及び装置）	898,601	9,029	7,651	14,576	16,186	13,519
（うち工具、器具及び備品）	12,004	51	17	33	57	239
（うち信託構築物）	145,893	－	－	－	－	－
（うち信託機械及び装置）	651,907	－	－	－	－	－
（うち信託工具、器具及び備品）	2,652	－	－	－	－	－
再生可能エネルギー発電設備等の賃貸費用（小計B）	2,490,977	13,765	11,861	22,220	24,034	21,268
再生可能エネルギー発電設備等賃貸事業損益（A-B）	1,964,236	11,565	8,260	19,577	15,023	10,441

（単位：千円）

物件番号	S-06	S-07	S-08	S-09	S-10
物件名	CS伊佐市第三発電所	CS笠間市第二発電所	CS日出町発電所	CS芦北町発電所	CS南島原市発電所（東）、同発電所（西）
再生可能エネルギー発電設備等の賃貸収入					
基本賃料	33,828	28,275	36,393	36,031	63,615
実績連動賃料	16,788	12,287	18,759	14,626	30,176
付帯収入	-	-	-	-	-
再生可能エネルギー発電設備等の賃貸収入（小計A）	50,617	40,562	55,152	50,658	93,792
再生可能エネルギー発電設備等の賃貸費用					
公租公課	2,126	2,035	2,436	2,255	3,979
（うち固定資産税等）	2,126	2,035	2,436	2,255	3,979
（うちその他諸税）	-	-	-	-	-
諸経費	7,201	8,546	7,531	7,266	14,803
（うち管理委託料）	3,814	3,006	4,248	3,938	8,313
（うち修繕費）	-	1,936	101	137	-
（うち水道光熱費）	-	-	-	-	-
（うち保険料）	1,349	1,207	1,624	1,508	2,229
（うち支払地代）	2,036	2,396	1,557	1,681	4,260
（うち信託報酬）	-	-	-	-	-
（うちその他賃貸費用）	-	-	-	-	-
減価償却費	19,971	18,077	22,166	20,306	35,421
（うち構築物）	290	247	835	1,441	755
（うち機械及び装置）	19,629	17,786	21,252	18,612	34,417
（うち工具、器具及び備品）	51	42	78	252	248
（うち信託構築物）	-	-	-	-	-
（うち信託機械及び装置）	-	-	-	-	-
（うち信託工具、器具及び備品）	-	-	-	-	-
再生可能エネルギー発電設備等の賃貸費用（小計B）	29,299	28,659	32,134	29,827	54,204
再生可能エネルギー発電設備等賃貸事業損益（A-B）	21,318	11,902	23,018	20,830	39,588

（単位：千円）

物件番号	S-11	S-12	S-13	S-14	S-15
物件名	CS皆野町 発電所	CS函南町 発電所	CS益城町 発電所	CS郡山市 発電所	CS津山市 発電所
再生可能エネルギー発電設備等の賃貸収入					
基本賃料	29,912	17,990	668,299	7,388	21,353
実績連動賃料	3,837	5,302	289,666	1,610	10,963
付帯収入	0	－	9	2	－
再生可能エネルギー発電設備等の賃貸収入（小計A）	33,751	23,293	957,974	9,002	32,317
再生可能エネルギー発電設備等の賃貸費用					
公租公課	2,175	1,154	47,093	652	2,013
（うち固定資産税等）	2,175	1,154	47,093	652	2,013
（うちその他諸税）	－	－	－	－	－
諸経費	6,463	5,599	82,432	2,692	8,180
（うち管理委託料）	4,067	1,990	70,274	829	2,943
（うち修繕費）	880	1,273	2,313	1,540	4,404
（うち水道光熱費）	－	－	－	－	－
（うち保険料）	1,516	681	9,789	322	829
（うち支払地代）	－	1,653	54	－	1
（うち信託報酬）	－	－	－	－	－
（うちその他賃貸費用）	－	－	－	－	－
減価償却費	16,223	9,671	344,149	4,200	13,261
（うち構築物）	766	389	3,881	327	393
（うち機械及び装置）	15,453	9,226	332,365	3,873	12,562
（うち工具、器具及び備品）	3	55	7,902	－	304
（うち信託構築物）	－	－	－	－	－
（うち信託機械及び装置）	－	－	－	－	－
（うち信託工具、器具及び備品）	－	－	－	－	－
再生可能エネルギー発電設備等の賃貸費用（小計B）	24,862	16,426	473,674	7,546	23,454
再生可能エネルギー発電設備等賃貸事業損益（A-B）	8,888	6,867	484,300	1,455	8,862

（単位：千円）

物件番号	S-16	S-17	S-18	S-19	S-20
物件名	CS恵那市 発電所	CS大山町 発電所(A)、 同発電所(B)	CS高山市 発電所	CS美里町 発電所	CS丸森町 発電所
再生可能エネルギー発電設備等の賃貸収入					
基本賃料	24,944	375,750	9,468	12,676	27,615
実績連動賃料	21,330	165,759	3,948	5,409	11,366
付帯収入	－	－	－	－	－
再生可能エネルギー発電設備等の賃貸収入（小計A）	46,275	541,509	13,417	18,086	38,982
再生可能エネルギー発電設備等の賃貸費用					
公租公課	2,076	28,868	1,248	1,583	3,028
（うち固定資産税等）	2,076	28,868	1,248	1,583	3,028
（うちその他諸税）	－	－	－	－	－
諸経費	10,293	63,517	1,719	2,899	9,005
（うち管理委託料）	2,807	40,508	1,291	1,524	2,883
（うち修繕費）	5,368	6,655	－	815	308
（うち水道光熱費）	－	－	－	－	－
（うち保険料）	938	3,795	427	559	1,064
（うち支払地代）	1,178	12,558	－	－	4,749
（うち信託報酬）	－	－	－	－	－
（うちその他賃貸費用）	－	－	－	－	－
減価償却費	14,654	215,082	5,833	7,604	17,060
（うち構築物）	589	4,911	344	176	503
（うち機械及び装置）	13,959	209,387	5,467	7,346	16,321
（うち工具、器具及び備品）	106	782	21	80	234
（うち信託構築物）	－	－	－	－	－
（うち信託機械及び装置）	－	－	－	－	－
（うち信託工具、器具及び備品）	－	－	－	－	－
再生可能エネルギー発電設備等の賃貸費用（小計B）	27,024	307,468	8,801	12,087	29,094
再生可能エネルギー発電設備等賃貸事業損益（A-B）	19,250	234,040	4,616	5,999	9,888

（単位：千円）

物件番号	S-21	S-22	S-23	S-24	S-25
物件名	CS伊豆市発電所	CS石狩新篠津村発電所	CS大崎市化女沼発電所	CS日出町第二発電所	CS大河原町発電所
再生可能エネルギー発電設備等の賃貸収入					
基本賃料	139,113	20,342	6,192	815,551	85,603
実績連動賃料	80,488	12,396	2,894	380,410	14,208
付帯収入	－	－	9	－	－
再生可能エネルギー発電設備等の賃貸収入（小計A）	219,602	32,739	9,095	1,195,961	99,811
再生可能エネルギー発電設備等の賃貸費用					
公租公課	15,625	1,754	508	52,214	5,583
（うち固定資産税等）	15,625	1,754	508	52,214	5,583
（うちその他諸税）	－	－	－	－	－
諸経費	27,270	5,888	3,539	106,217	29,821
（うち管理委託料）	13,693	3,221	2,048	62,960	11,531
（うち修繕費）	508	915	800	10,958	6,604
（うち水道光熱費）	－	－	－	5,811	－
（うち保険料）	1,895	1,150	391	14,130	3,275
（うち支払地代）	11,173	0	－	8,757	6,310
（うち信託報酬）	－	600	300	3,600	2,100
（うちその他賃貸費用）	－	－	－	－	－
減価償却費	87,851	13,047	3,600	475,625	54,545
（うち構築物）	4,142	－	－	－	－
（うち機械及び装置）	82,271	－	－	－	－
（うち工具、器具及び備品）	1,437	－	－	－	－
（うち信託構築物）	－	547	300	114,150	6,862
（うち信託機械及び装置）	－	12,459	3,276	360,435	46,850
（うち信託工具、器具及び備品）	－	40	23	1,040	833
再生可能エネルギー発電設備等の賃貸費用（小計B）	130,746	20,689	7,648	634,057	89,951
再生可能エネルギー発電設備等賃貸事業損益（A-B）	88,855	12,049	1,447	561,904	9,860

（単位：千円）

物件番号	S-26	S-27	S-28	S-29	S-30
物件名	CS福山市発電所	CS七ヶ宿町発電所	CS嘉麻市発電所	CSみやこ町犀川発電所	CS笠間市第三発電所
再生可能エネルギー発電設備等の賃貸収入					
基本賃料	53,140	120,254	27,234	174,617	158,741
実績連動賃料	21,755	39,255	5,941	58,022	54,857
付帯収入	-	-	-	-	-
再生可能エネルギー発電設備等の賃貸収入（小計A）	74,896	159,509	33,176	232,640	213,599
再生可能エネルギー発電設備等の賃貸費用					
公租公課	2,497	6,064	3,564	12,080	10,802
（うち固定資産税等）	2,497	6,064	3,564	12,080	10,802
（うちその他諸税）	-	-	-	-	-
諸経費	15,932	38,235	4,734	19,024	22,084
（うち管理委託料）	6,153	10,385	1,785	11,620	11,583
（うち修繕費）	226	-	1,263	2,630	5,280
（うち水道光熱費）	-	-	-	-	-
（うち保険料）	1,052	1,866	1,685	3,767	2,738
（うち支払地代）	7,899	24,987	-	10	1,486
（うち信託報酬）	600	996	-	996	996
（うちその他賃貸費用）	-	-	-	-	-
減価償却費	23,153	58,935	11,687	77,890	93,653
（うち構築物）	-	-	-	-	-
（うち機械及び装置）	-	-	11,687	-	-
（うち工具、器具及び備品）	-	-	-	-	-
（うち信託構築物）	1,985	1,551	-	16,290	4,206
（うち信託機械及び装置）	21,049	57,351	-	61,037	89,447
（うち信託工具、器具及び備品）	118	32	-	562	-
再生可能エネルギー発電設備等の賃貸費用（小計B）	41,583	103,234	19,986	108,996	126,541
再生可能エネルギー発電設備等賃貸事業損益（A-B）	33,312	56,274	13,189	123,643	87,058

（単位：千円）

物件番号	S-31	S-32
物件名	CS山口市 発電所	CS佐倉市 発電所
再生可能エネルギー発電設備等の賃貸収入		
基本賃料	8,328	6,550
実績連動賃料	4,382	1,491
付帯収入	0	15
再生可能エネルギー発電設備等の賃貸収入（小計A）	12,710	8,057
再生可能エネルギー発電設備等の賃貸費用		
公租公課	1,370	－
（うち固定資産税等）	1,370	－
（うちその他諸税）	－	－
諸経費	1,750	548
（うち管理委託料）	1,041	293
（うち修繕費）	－	－
（うち水道光熱費）	－	－
（うち保険料）	709	254
（うち支払地代）	－	－
（うち信託報酬）	－	－
（うちその他賃貸費用）	－	－
減価償却費	3,229	2,923
（うち構築物）	138	－
（うち機械及び装置）	3,091	2,923
（うち工具、器具及び備品）	－	－
（うち信託構築物）	－	－
（うち信託機械及び装置）	－	－
（うち信託工具、器具及び備品）	－	－
再生可能エネルギー発電設備等の賃貸費用（小計B）	6,350	3,472
再生可能エネルギー発電設備等賃貸事業損益（A-B）	6,360	4,585

（３）資本的支出の予定
該当事項はありません。

（４）期中の資本的支出
本投資法人が保有する再生可能エネルギー発電設備等に関し、当期に行った資本的支出は以下のとおりです。

インフラ資産等の名称 （所在地）	目的	実施期間	支出金額（千円）
CS津山市発電所 （岡山県津山市）	雪害架台復旧工事	自　2024年６月 至　2024年８月	9,750
CS恵那市発電所 （岐阜県恵那市）	ケーブル設置工事	自　2024年８月 至　2024年12月	35,672
CS恵那市発電所 （岐阜県恵那市）	防犯カメラシステム設置工事	自　2024年９月 至　2024年９月	2,770
その他の発電所			3,163
		合計	51,355